

令和5年第4回定例会会議録（第4号）

令和5年12月13日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太君	2番	石田強君
3番	中村悟君	4番	森裕二君
5番	小野和美君	6番	重松康宏君
7番	小野佳子君	8番	日名子敦子君
9番	美馬恭子君	10番	阿部真一君
11番	安部一郎君	12番	小野正明君
13番	森大輔君	14番	三重忠昭君
15番	森山義治君	16番	穴井宏二君
17番	加藤信康君	18番	吉富英三郎君
19番	松川章三君	20番	市原隆生君
21番	黒木愛一郎君	22番	松川峰生君
23番	野口哲男君	24番	山本一成君
25番	泉武弘君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿部万寿夫君
副市長	岩田弘君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	日置伸夫君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	こども部長	宇都宮尚代君
いきいき健幸部長	大野高之君	建設部長	山内佳久君
市長公室長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
消防長	浜崎仁孝君	教育部長	古本昭彦君
上下水道局長	松屋益治郎君	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知君
総務部参事 兼契約検査課長	立川誠君	政策企画課参事	佐藤浩司君

生活環境課長	堀 英 樹 君	高齢者福祉課長	入 田 純 子 君
障害福祉課長	大久保 智 君	こども部次長 兼子育て支援課長	中 西 郁 夫 君
こども家庭課長	内 田 千 乃 君	健康推進課長	和 田 健 二 君
消防本部次長 兼庶務課長	永 路 尚 道 君	消 防 本 部 警 防 課 長	後 藤 英 明 君
教育政策課長	森 本 悦 子 君	学校教育課長	松 丸 真 治 君
学校教育課参事	宮 川 久 寿 君	学校教育課参事	時 松 哲 也 君
上下水道局 下水道課長	田 邊 和 也 君		

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	岩 男 涼 子	係 長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	佐 藤 雅 俊
主 事	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第4号）

令和5年12月13日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（加藤信康君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4により行います。

日程第1により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○23番（野口哲男君） 今回は、公教育の再考と再生についてということで、質問をさせていただきます。

今、日本は少子化等、本当にこの縮みゆく日本で生成AIが急速に進化していると。その中で、私今回文科省通達とか、大分県の教育委員会教育改革・企画課長等との面談をいたしましたし、それから民間校長経験者が書いた出版物等から情報収集を行いましたので、別府市教育委員会にそぐわない大きな問題も出てくるかもしれませんが、御理解をいただきまして、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回は大部分を提言という形でやりたいと思いますので、簡潔に答弁をお願いします。

まず、学校とは何なのか、これを分析してみますと、まず学とは学ぶこと。体系化された知識や学芸、学問芸術の総称とあります。屋根の下で子どもと先生の手により学んでいるという意味があるようであります。校の成り立ちは木へんに交わるというつくりからなり、交わるは、足を交差している姿だと言われ、刑罰の足かせによるらしい。つまり、無理やりやらせるという意味である。学校はもともと学びを強制、強く制御するとか、それから矯正、誤りを正すとか、そういう場所であると言われております。

国家は好ましい国民を育成するための機関であり、自由に学びたい市民が革命を経て、民主的かつ自然に成立したアカデミーとは、これは性質が違っているとされております。戦後の日本では、早くちゃんとできるいい子をスローガンとして、産業界が望む情報処理力、知識や技能の高い労働者を学校機関が大量生産することになったと言われてます。欧米へのキャッチアップのスピードを速めるための教育政策としては、当時正解であった。これは以前私が言いましたように、戦後中央集権化型統治としたことと軌を一にしておりまして、政治形態も含めて、現在では制度疲労を起こしていると言わざるを得ない。

また、学校で昔からあったルールでは、挨拶、礼儀正しく、無駄なおしゃべりをせず、集中力、忍耐力、手を洗いましょう、よい習慣を身につける装置として学校は機能しておりました。これは大人になって社会生活を営む上で大いに役立っていると、学校はかつては輝いていたと言われております。我々が教育を受けた時代はこういう学校でございました。

そこで、現在の学校本来の役割とは何か、別府市の教育委員会ではどのように考えられているのかをお聞かせください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

教育の目的は、一人一人の人格形成と国家社会の形成者の育成の2点であります。これまで日本の学校教育は、学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して指導を行ってまいりました。子どもたちの知・徳・体を育む日本型学校教育は国際的にも高く評価されているところです。

現在、学校や教員の仕事はこれまで以上に多様化していますが、学校本来の役割は、子どもに必要な資質・能力を育むことと捉えております。

○23番（野口哲男君） 学校の在り方につきましては、そういうことでありましょう。

この中で、まず私が取り上げてみたいのは校則の問題なんです。校則は高速道路の高速ではなくて、学校の決まりということでございますけども、ブラック校則をなくせということで、2017年暮れに大阪で起きた事件で、髪の毛の色の問題があったと。最初に新聞

に報道されたんですけども、必要以上に生徒の生活に介入する不合理な校則を、NPO法人等が問題にしました。そのとき、全ての校則を児童生徒と議論して決めろという乱暴な意見を言う評論家もいたが、これは短絡的な意見ではと思われま。これは最終的に裁判までになったんですけどね、こういう校則の問題があった。

そこで、ツーブロック禁止という言葉があります。これは後ほど説明しますが、それから靴下の色やスカートの長さ、オーバーコート禁止等がありました。この校則は、過去には経済的なこと、勉学への集中優先、風紀管理の面という理由とされていました。

そこでね、私たちの生きた時代にこういうことがありました。ベテラン教師はかつて、自由度を上げた苦い経験があると。校内暴力の時代であるが、窓ガラスが割られたり、廊下をバイクが走り回り、髪型はリーゼント、ズボンにはボンタン、学ランは裾を長くしたり、長ランで、学ランの裏側を紫にして刺しゅうを施す者もいた。この議員さんの中にはそういう人はいなかったと思いますけれども、校則を緩めれば元に戻ることを恐れている教師がいると。しかし、ダイバーシティ、ダイバーシティというのは多様性という意味で、横文字がどんどん出てきますけど、できるだけ日本語に私が訳して申し上げますが、それからまたインクルーシブ、社会的包摂、この教育が推奨され、校内でもLGBTQの存在を認める中で、もはや違いを認めずみんな一緒にそろえるのは時代錯誤であろうと言われております。お互いの意思を尊重し合うルールが、良好なコミュニケーションを生むと言える。

ただ、次の事項については判断が分かれる。これは非常に難しい問題なんですけども、ピアスをするために体に穴を開けると、人相が変わるほど美容整形をする、ムダ毛を薬品や機械で抜いたり植毛したりする、ドーピングで成長ホルモンを注射する、これはメッシ選手ですね、有名なサッカーのメッシ選手は、子どもの頃にこの成長ホルモンを注射したそうでございますけれども、それから性別適合手術をする、これらは当事者の問題が多くて賛否は分かります。

この校則の問題について、別府市の教育委員会はどのように考えているか、見解を求めます。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

挨拶や礼儀等の基本的な習慣や、場に応じた態度等に関する決まりや校則につきましては、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長していくために必要であり、学校が学校として機能するために必要であると捉えております。

各学校におきましては、校則の制定、見直しの過程において、児童生徒や教員等が多様性、包摂性、LGBTQ等の観点を取り入れ、熟議した上で、最終的に校長が制定しております。今後も、今申し上げました方向性で進めてまいります。

○23番（野口哲男君） この問題は非常に難しい問題でありますから、ここからはやってけないとか、そういう判断は一人一人の価値観に委ねられるのではないかとされております。

ただね、この中で、やっぱり学校というところは、校則には残したほうがいいものがたくさんあると私は思っております。校則も暗黙のルールも、一つ一つ議論して変更ないし削除していく以外に方法はないのではないかと、こういうことも言われておりますし、私の家の前でしょっちゅう中学生が五、六人、公園で遊んでるんですけど、その生徒に私が聞いたところ、今は厳しくなくなったと。一時、金髪にしてた女子生徒もいたけども、夏休みが明けたら元の黒髪に戻っていたと。そういうふうな問題もありますので、こういうところで中学の先生も苦労してるんだなという思いはしましたけれども、しっかりこの校則については教育委員会も学校指導をしていただきたいということをお願いをしておきます。

それから、学校と先生の役割と在り方について考えてみると、善意による無理筋の延命、これ非常に難しい言葉なんですけども、自分がいいと考えてもなかなか世間が認めてくれないと。そういう中で、私企業であれば大胆なリスクが必要なまでに追い込まれた場合、来年度までに緊急かつ具体的な策を打たれるが、学校には年度末決算がない。赤字になったり債務超過という事態もない、イエローカードもレッドカードもないと。だから教員が善意で一生懸命カバーしようとするほど、問題の無理筋な延命がなされる。その間、正解主義、前例主義、事なかれ主義、これまで学校の問題というのはそこにあったなということも言われておりますけれども、ただね、中学校の先生は授業のほかに、教科を超えて国際理解教育、食育も心の教育も、尖閣、北方領土のことも、時には親に連絡がつかない場合でしょうが、自転車盗で捕まった生徒の身元引受人となり、さらに部活の指導や親から個別の面談もある。このように多様な仕事を行うスーパーマンはいないから、多様な業務をこなそうとすればするほど精神的なバランスを壊し、精神疾患での休職や離職が増える。これは、もう教育委員会も把握されていると思いますけれども、やっぱりこういう問題があるということは市民の皆さんにも知っていただきたい、私はそういうふうに思います。

このことは現場を体験された教育委員の事務方はしっかり把握していると思うが、今後の対策をしっかりお願いしたい。コロナ禍は大変な厄災であったが、学校教育にとっては変革の大きなチャンスであったとも言われる。教員の仕事を見直す機会となり、大胆にリモート授業に移行でき、外部の先生とオンライン動画による交流も生まれ、生徒たちの自律的な学習を育むよききっかけだった。これは学校にとってはそういうことであったんじゃないかなと私も思っております。にもかかわらず、全国的にコロナが明けたらあつという間に旧態依然とした教室での一斉授業に戻ってしまっていると。別府市教育委員会はそれを把握してるかどうか分かりませんが、GIGAスクール構想では加速度的に配布された端末にしても、このままでは従来の一斉授業がただのデジタル一斉授業となるだけの懸念が大きいと。先生から児童生徒の一方向の放送型授業のスタイルは、旧態依然としたままである。これはこの後私が申し上げますけども、この点は別府市としてはどのように考えておりますか。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

学校や教員の役割は、今後も子どもに必要な資質・能力を育むことと捉えております。学校や教員の在り方は、教職員が一つのチームとして、学校の教育目標実現に向け、連携協働をすることと捉えています。

今後も、1人1台端末の授業での活用等、教職員が共通理解を図りながら授業改善を行うなど、チームとして取り組んでいくことが必要であり、これらの取組が人材育成にもつながっていくと考えております。

○23番（野口哲男君） 答弁のとおり今後しっかり取り組んでいただきたいということ、指摘をしておきます。

次に、文科省は児童生徒がもっと主体的に考え、思考力・判断力・表現力を身につけられるよう、アクティブラーニング、これは主体的・対話的で深い学びということらしいんですが、推奨しております。学校によっては教科書と黒板、ホワイトボードの授業から結局抜けられず、GIGA端末が収蔵されてしまっているケースもある。これは私、後で述べますけれども、小学校の算数の授業とGIGA授業、参観させていただきましたけれども、別府市としてはなかなかしっかりやってるなというところは感じております。それにもかかわらず、その手段が相変わらずの一斉授業では、それらを実践できるわけがない。歴史的に、学校教育は戦後一貫して標準化を目指してきました。1970年代には、自分の中流以上だと信じ込ませることができた。我々もその年代でございますけれども、中流意

識を持つに至る上質な普通の塊を形成したことは、戦後日本の最大の発明だった。これは発明と言われておりますけども、これは経済ニュースサイトのNewspicsによりますけども、90年代のバブル崩壊を挟んで、1998年から成熟社会に入った日本では、みんなが一緒がそれぞれ1人になり、子どもたちの学力もそのように変化したと言われる。できない子・普通の子・できる子が、標準偏差のグラフのように釣鐘型に分布していれば、真ん中に合わせていけば大抵は理解できる。ところが現在ではできない子とできる子のはっきり分かれて、フタコブラクダ化していると。これは落ちこぼれと吹きこぼれの二極化していると言われております。

この言葉については、私ここで本当は聞きたかったんですけども、一生懸命落ちこぼれの無いように頑張っている先生方の姿を見て、この点についてはある程度理解させていただきましたので、今後はこの対応についてしっかりやっていただきたいというふうに思います。これは小学3年生で落ちこぼれると、中学で数学ができない子の中には、小学校の算数で既に落ちこぼれている子が多いと言われます。3年生になると3分の1というような分数が出てきて、0.3という少数も登場して、さらに図形も現れる。つまり、小学3年生で一気に算数が抽象概念の世界に入る。3分の1は0.3という実態が生活の中に存在しないから、理解するのが難しいのであると。先生の配置も1年生や五、六年生にはベテランのできる教員を配置し、最後に残った新採教員や指導力が高いわけでない教員を三、四年生に配置することになる。これは全国的に見てのことですから、別府市の教育委員会に当てはまるかどうかそれは分かりません。

算数では、子どもの脳に抽象概念が形成できるかどうかというような最も大事な時期に、相対的に指導力が低い教員が教えることが多いと言われる。現在、文科省が専科教員の小学校への配置を進めておりますが、小学校3年生の算数にこそ、手厚く配慮すべきであろうと言われておりますが、私は先ほど言いましたように、先般、小学校の三、四年生の算数と、五、六年生のGIGA教育のタブレットを使った授業に参加させていただきましたが、特に感心したのが算数の授業で、小数の割り算で分かる子と分からない子の教え方、その先生は卓越しておりましたね、誰一人積み残しをしないという、そういうふうな考え方の下に実践がなされていた。これなら、私は別府市の三、四年生の落ちこぼれはないなという、感心をさせてもらいましたけれども、GIGA教育は教科書での授業で多様な意見を生徒たちが出し合って、板書にはない授業もやっておりました。

そういうことで、問題は最近の教員の質の低下という、これは教育委員会の耳の痛いことがあるかもしれませんが、この問題についてはあまり触れませんが、ただ教員の人気の低さと応募数の低下、それから今、保護者の偏差値より教員の偏差値が低下している、これは大変失礼な言い方かもしれませんが、そういう指摘もあります。

それから、いじめ・不登校については今回取り上げませんが、この問題は学校や教員の問題ではなく、広く社会、地域、家庭の問題であり、大人の社会でも見られる。今はパワハラ等が取り上げられるようになりましたけれども、残念ながら別府市議会でも、このパワハラというものを多数見られました、私も経験しておりますけれども、大いに反省すべきであろうというふうに考えております。

次に、事業の形とICT教育についてちょっと話をさせていただきますが、動画授業を軽視することは時代錯誤ではないと言われると。オンライン教育を主な手段とするスタンフォード・オンラインハイスクール、世界30か国から900人集める中高一貫校。これは2006年に開校したんですが、全米トップの進学校になって、オンラインだけで教育をするという学校でありますね。それから、大学でもミネルバ大学が全授業をオンラインで行い、都市を移動しながら学ぶ。これはテレビでも取り上げられましたね。全寮制の大学で、2014年開校後、物すごい隆盛ぶりを図っていると。

そういう中で、このオンライン授業をどう見るかということでございますが、オンライン授業を軽視するのは時代錯誤も甚だしいのではないかとされている。動画なら繰り返し見られるし、止められる。若者がユーチューブを1.5倍や2倍速で見るように、また分かっているところは飛ばし気味に、新しいところは繰り返して視聴することができるからである、能動的に参加できるものである。ただし、これはできる子とできない子の格差を拡大する、この辺が問題であります。ここで教員の役割について考えますと、学校の現状を立て直すにはICTの役割を大きくする必要があります。これは教育委員会もしっかりそのように考えておられると思いますが、学校組織にはDX、デジタルトランスフォーメーションが必要であると。要は前向きにかじを切るかであると。学校というのは、教師が児童生徒に生で学習指導と生活指導する現場であるという常識を解き放って、動画に任せるのは悪いことではない。

先般、文科省から出向の県の担当課長に、今後の学校教育の問題、特に生成AIについての議論をさせてもらいましたけれども、これが法的にも許されることであるということですね。日本の学校教育の中に、先生がユーチューブの動画を使って授業するのに、障害のある法律の条文がありますか、との問いに答えられるのが相当な専門家であると。大抵の教員は知らない。そのことをChatGPTに聞いてみると、私はAIアシスタントであり、日本の法律専門家ではありませんが、私の知る限り、日本の学校教育法には、授業でユーチューブの動画を使用することに直接的に障害になるような条文は存在しません。要点は、学校教育のインターネットの使用に関する指針が存在するという事。それから、インターネットを安全に活用するためのガイドラインが示されて、また個人情報保護法や著作権法などの関連法令にも遵守する必要があること。具体的には著作権法に基づきユーチューブにアップロードされた動画には著作権があるため、授業で使用する場合には、著作権者からの許諾が必要になる場合がある。

また、動画によっては不適切な内容が含まれている場合があるため、教育的価値があるかどうかを十分に検討する必要があります。したがって、ユーチューブの動画を授業で使用する場合は、著作権や個人情報保護等の法律を遵守する必要があり、また安全かつ適切な方法で使用する必要があります。

これはChatGPTが答えた内容ですけれども、これからこういうICTを活用した授業を導入していくことについては、この辺にやっぱり注意をする必要があるんじゃないかと思えますね。

次に、現在、文科省文化庁次長で教育改革の第一人者と言われます合田哲雄氏がこういうふうに言っております。教材は自分で一から手作りすべき、授業においてユーチューブの動画を使うのは駄目といった自前主義の発想は、DX時代の思考法の真逆ですと。あらかじめ決められたコースを手順どおりまっすぐ歩むのではなく、デジタルを生かして、人のふんどしで相撲取ってみて、状況を踏まえ、軌道修正する。学校は先生も子どもも、安んじて失敗が許される場です。子どもだから失敗が許されないと自縛に陥ってしまえば、改革は絶対できませんねと。デジタル化により、結果を踏まえた軌道修正を短いスパンで行いながら、挑戦と進化を重ねることが可能になっています。この教育界の伝統的な自前主義は教育界の自己規制です。あえて言えば、学校教育法第34条第1項に定める、教科書の使用義務であるんですが、この使用義務はユーチューブやオンライン先生の動画を使って授業することを禁止するものではありません。つまり、双方とも学校の授業中に先生がユーチューブを使って授業するのに障害がないと結論づけています。

このように、AIが教育の世界を根底から変えるのは間違いありません。しかし、それは教員の仕事を奪う方向ではなく、むしろ支援する方向である、このように言われています。ChatGPTに未来予測した問いの答えが、次のようであります。あなたのような

AIが進化したら、教員の仕事がなくなるんじゃないでしょうか。私のようなAIが進化した場合でも、教員の仕事は完全になくなるわけではありません。教員は単に知識を教えるだけではなく、生徒たちの学習プロセスを支援し、学びの質を高めることが求められます。AIはあくまでも人工知能であり、人間の教員が持つ教育現場での役割を代替することはできません。ここが大事なんですよ。

結局、教員は生徒たちの学習課題に対するフィードバックを提供し、学習の進捗状況を追跡し、生徒たちが自己表現や批判的思考能力を發揮できるようにサポートする役割を果たします。また、AIはあくまでも情報収集や分析を担当するため、教員は生徒たちの人間関係やコミュニケーションを通じて、彼らが個々に抱える問題や課題に対応することが求められます。そのため、教員がAIと協力して生徒たちをサポートし、教育現場をより効果的かつ効率的に運営することができるようになると思います。

ちょっと長くなりましたけれども、ChatGPTの答えをそのまま引用しました。だから、教員とAIが協働する姿が見えてきますよね。そのような動画授業を軽視することは時代錯誤と言われておりますので、ここで学校の定義と先生の定義とは何かということに、ちょっと教育委員会の見解を聞きたいと思いますが、いかがですか。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

定義といたしましては、先ほどお話のありましたように、やはり教員が子どもと向き合う、その中で子どもをどう理解するか、その子が何かに迷っている、または分からないということを出した場合、分からないことに対してどのように分かるように進めていくか、それが友達であるのか教師であるのか、そういったところを見ながら進めていきたいと思っております。

また、議員さんが見られた授業の中でも、多分そういった状況をつくりながら教員は進めていっていると思います。

○23番（野口哲男君） 教育委員会の答弁のとおり、学校の先生は一生懸命やっぱり努力しています。その点は市民の皆様も理解をしていただきたいというふうに思います。

次に、授業内容を見直すことが成熟期に入った日本の教育界に求められたことと、近未来の日本の教育がひいては少子化等全ての面において縮む日本、今や三流、四流国になり下がった日本をいま一度、このダイバーシティやインクルーシブの観点からも、別府市から再生への取組の最先頭に立ってもらいたい。市長が言うように、別府学の実践として、先ほども触れましたがコミュニティの力で育てると、家族愛、地域愛、そして国を愛する教育を実践していただきたい。これは私の希望でございますので、よろしく願いいたします。

次に、学校教育が生き残るための新時代の評価ルールということに入りますが、まず、私達が日頃、グローバルな人間というふうに、グローバルという言葉を使っておりますけれども、まずグローバルな人材とはどういう人材があるかと、ちょっと長くなりますけれども、ここにもちょっと触れます。

今、通知表等で評価されておりますけれども、生徒の評価のことについても触れてみたいというふうに思います。グローバル人材の育成を掲げる教育委員会が多いんですが、そのことを策定した担当者がどれほどグローバルに通用するかと言われておりますが、正解のある問題を解くスキルと創造性が毀損されるから、グローバルに活躍する人材は育たないと、これはスタンフォード大学の学部長の言葉であります。イノベーションを起こせるグローバルな人材を育成するには、ダイバーシティ、多様性を重んじること。多様な人材が混じり合い、主体的かつ協働的に学ぶアクティブラーニング、これも横文字になりますが、日本の学校では多様性の乏しいクラスで相変わらず一斉授業が行われているのではないかと聞いておりますけれども、中学生に聞いてみましたけれども、こういう話があり

ました。ベテラン教員はあまりタブレットを使わないと。これは中学生から生に聞いた声ですけれども、若い教員はよく使って授業をしていると。こういう現実があります。これは教育委員会も把握していると思いますけれども、だからグローバルな人材であるためにはどのような条件が必要であるかといえば、ただ英語が話せるだけでは駄目だと、グローバルではないと。OECDの教育目標からスタートすべきであって、自分自身の考え方、それから創造性、批判的思考が問題解決や判断の鍵を握ると。ICTなどの社会的・文化的ツールを使いこなして、いかに世界と関わり合えるかが重要になると。これからの小学生、中学生を育成していく上で、教育委員会はこのことに注視をしていただきたいと思えますけれども、自分のスキルを高めなさいということですね。そこで重要視されるスキルは3つあって、インフォメーションスキル、横文字、私は発音がよくないかもしれませんが、シンキングプロブレムソルビングスキル、インターパーソナルアンドセルフディレクショナルスキル。

その中で、今笑いが出ましたけど、一番英語に詳しい議員が今笑っておりますけれども、その中で、コミュニケーションが最も大事と。

2番目に、批判的または複眼的思考を含む論理的な思考力がないと、世界で通用するロジックは生まれにくいし説得力はない。創造性のある問題解決のためには、理科的な数理能力が必要である。あらゆる社会的な役割をロールプレイできるかどうかである。自分の思い、考え、アイデア、イメージを他者にプレゼンできる力が世界と関わり合えるかを決めると。リテラシーとはもともと文法という意味のようですが、まず、このコミュニティーリテラシーとはどういうことかという、異なる考えを持つ他者との交流をしながら自分を成長させること。ロジカルシンキングリテラシーとは、常識や前例をうたいながら柔軟に複眼思考すること。シミュレーションリテラシーとは、頭の中でモデルを描き、試行錯誤しながら類推すること。それからロールプレイリテラシーとは、他者の立場になり考えや思いを想像すること。プレゼンテーションリテラシーとは、相手とアイデアを共有するため表現すること。この5つの要素がそのまま情報編集力ということになるわけですので、情報編集力を作法や振る舞いとして身につけた人はグローバルな人材と言えるということですが、私を含めて、この議会の中に何人おられるかということですね。これがグローバル人材の育成の必須条件だとすると、簡単に使える言葉ではないと私も反省をしているところであります。

先般、新聞等で報道された経済協力開発機構OECDの国際学習到達度調査PISAでは、読解力、数学的応用力、科学的応用力等が上位に返り咲いたとありますが、これはとりもなおさず、小中の学習の成果が出たものと言える。ただ有識者は、探究活動を授業に取り入れるなど、教員がチョークとトークで教え込む現状の授業から、生徒がデータを基に主体的に考える授業に変えるべきであるという指摘もあります。

このことを推進することが新時代の評価ルールに結びつくのであって、現在の通知表の評価を見直すことにつながるのではないかと私は思っております。ちなみに、神奈川県茅ヶ崎市では、2020年から通知表を廃止したと。その中で先生たちは、これは本当に必要か、他のやり方もあるんじゃないかと、これまでの当たり前を問い直す行動が出てきたと言われております。このような考え方について、教育委員会としては今後どのように取り組んでいくのか。議論を深め、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

次に、学校とは人が集まらないとできないことをする場所である。もし、このまま従来型の一斉授業を続け、ICTも使ってるふりだけして一方向の授業を続けると、子どもたちが次々に学校の教育活動から逃亡することが起こる。不登校の児童生徒の中に、やりたいことが明確にあって、それが学校ではできないというタイプの積極的な不登校が増えているのはその警告であると、そういうふうに使われます。家庭の事情とかいろんな問題

で、いじめとかで不登校になる子もおりますけれども、突き抜けた子どもさんがそういう不登校になっていくと。

そこで、参考までに別府市の小・中学生の不登校は今のくらいの数がありますか、不登校について。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

文部科学省の令和4年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果から、市内の小学生が65人、中学生が205人、合計270人でございます。

○23番（野口哲男君） この数については、多いのか少ないかという議論よりも、やっぱりこういう不登校が発生しているということについては、我々も家庭や、それから地域や、それから皆さん方とともに、この議会も不登校に対する考え方というものをしっかり捉えて、理解をして、これから地域で子どもを育てるといふことの大切さ、それを私もいつも考えて、感じております。ちなみに南立石小学校では、先般体協を中心にした人たちが、子どもの地域の歴史的な建造物とか、そういう箇所を回って地域にどういふものがあるか、地域ではどういふことが行われていたのかということをやったということもあります。だからこういうふうにして、結局小学校の運動会はコロナ禍で今中止になっているんですけども、地域の方々と学校と、それから子どもが触れ合う、こういうことによつて、将来的に不登校とかいじめとかそういうものを少しでも減らしていけるというふうには思うわけでありまして。地域とともに、コミュニティーで子どもを育てるといふことを、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、私時々テレビでサンドウィッチマン&芦田愛菜の博士ちゃんというのをよく見るんです。これが大好きなんで。それで、これを見ますとね、まさに突き抜けた才能を見せて教員も舌を巻くような、それからそのまま教師代わりに教育しても遜色のない児童生徒もおります。だから、彼らを見ていると、自分でそういうことをしっかりインターネットで調べたり本を読んだり、いろいろしているわけでございますけれども、そういう突き抜けた子、先ほど申し上げましたように、落ちこぼれではなくて吹きこぼれの子ども、こういう子どもが増えているということも事実でございますので、こういうところをそのまま教師代わりに教育をしてもらう。教師代わりに教育しても遜色のない児童がたくさん増えてるといふことも教育委員会としては把握しながら、やっぱりそういうフタコブラクダ型の教育というものを今後しっかり進めていっていただきたいというふうには思いますね。

だから、正解がある従来型の授業を2割減らす。正解のないアクティブラーニング型の授業、情報編集力といいますけども、つまりこの情報編集力というのは、思考力であったり、判断力であったり、表現力であるということでもあります。まず、これを3割に増やす勘定で、一気にバランスを変えるのは無理があるだろうから、まずは、心ある先生から始めたらどうかと言われております。自分の授業で、児童生徒の発言を圧倒的に増やす工夫が大事であると。先般、私も授業参観させてもらいましたけれども、GIGAスクールでは、先生は誰も手を挙げても当てないんですよ。お互いに、自分の意見をタブレットの中に落とし込んで入れて、それでみんなで議論をすると。そういう授業の形態を見て、ああ、私も授業が変わったなと、いいことだなというふうに感心をしたわけでございますけれども、そういうふうな授業をしっかりとやっていくということが非常に大事ではないかと。

今後、生成AIはますます進化します。先ほど私言いましたけれども、果たしてこの生成AIが人間に取って代わる時代が来るのかということについては、私もどうかなという感じがございましてけれども、教育の世界ではこの生成AIをうまく使うこと、これが文科省の通達にも出てますけども、そういう取組がぜひ必要ではないかなと、そういうふうには私は思うわけでありまして。

だから、自分の授業で児童生徒の発言を圧倒的に増やす工夫が大事であると、これは言

いましたように、その際、意見のある人、質問のある人と手を挙げさせるのは御法度であって、できるだけ児童生徒の討論等に任せること。これは先ほど現実的に、別府市教委でも見せていただきましたので、中学は見てないんですけども、小学校ではそういうことをやられてました。中学校でも、ぜひそのような授業が今後広く取り組まれていくということをお願いをしたいと思います。

最後に、まだちょっと時間がありますけれども、後で市長と教育長に答弁をお願いしますが、書類ゼロから始める改革実現ということでもあります。本来ならば、児童生徒を守り育てるのが教員の仕事であると言われてますけれども、その教員の時間がデータ収集作業に邪魔されていると。アンケート業務は当然見直されるべきと言われてますが、一つ課題が生じると、国と県、市町村は3重にアンケートを作って学校に下ろすと。学校基本調査を含めて1学期に1本程度に絞れないかと言われると。そのほか、学校を通じた作品や児童生徒の補習というものが無数にある。税金の作文を書かせたり、絵画の募集をしたり、そのために先生は駆り出されて、授業以外の業務に追いかけるというふうなことになるわけですね。

こういうことから、やっぱり教員の働き方改革につなげなければならない、いうことがあるわけでありまして、これらは教員の大きな業務の負担になっていると。また收受文書というのが、これは役所にもあると思いますけれども、どういうことかという、教育委員会の官僚が、この件については学校現場に下ろしましたよと証拠を残し、何か問題が起こったときに、自分たちが責任を問われないようにするための通達文であると。教育委員会の免責文書、教育長、うんうんと今うなずいておりますけれども、こういう文書が、本来の教員の仕事に非常に影響を与えているということでもありますので、この免責のための收受文書をゼロにすれば、学校の事務業務は軽くなると。この結果、教頭と指導主事の業務が軽減され、教員魂を復活させ、授業の充実が図れるのではないかとされている。教育委員会では指導主事の仕事も減るし、それから学校では教頭の業務が減って、休職される先生方の助っ人として入ることもできるし、いろんな意味で自分の積んできたキャリアを、この教育に生かせると、そういうことが言われてますのでね。この辺は教育委員会と、それからこれは県にも働きかけなければならないというふうに思います。

後で申し上げますけれども、ある県では、県知事が、この文書削減についての指針を出しているというところもありますので、それは後ほどまた詳しいことを言います。

別府市の教育委員会で、1学期に小・中学校に発するこれらの文書等はおよそ何件ありますか。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

11月分ではございますが、教育部全体での各学校に発出された文書は教育政策課で15件、学校教育課で201件、社会教育課で5件、計221件でございます。

○23番（野口哲男君） 今、数聞きましたか。11月1か月ですよ。1年を通じたらどのぐらいの数になるかというのは、想像を絶するものがありますけどもね。このようなやっぱり、その收受文書からいろんな文書が学校に下ろされていく。これはやっぱり早急に見直す、考え直さなきゃいけないと。これはぜひ教育長に、国にも県にも要望を出していただきたいと思います。

だからそういう意味で、別府市としては、まず、市長、教育長がこの文書の削減を図るという意味で、最後に答弁をお願いしたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。221件ですよ、11月1か月で、これは皆さん想像を絶するのがあるんじゃないかと思いません。

では、2022年度の公立学校教員の1か月当たりの残業時間は、中学校で約8割と、小学校では約6割の教員が文科省の定める上限45時間をオーバーしていると、長時間労働

が常態化しているわけであります。このような問題がやっぱり原因となっているわけですが、この状況を変えることなしに、どんな前向きな教育改革も意味をなさない、これは厳しい言葉ですね。では、どこから変えるかであると。まず教育委員会がリスクを取って、書類仕事ゼロを目指すことから始めるしかない。ではどこから、ゼロを目指して半減すれば上出来と言われておりますけれども、教員が足りないというのはほとんど、文書仕事が多過ぎて、指導主事と教頭が死んでしまっているからそうなる。この膨大な書類仕事をゼロにできれば、書類を作って出すほうの指導主事と、受けるほうの教頭合わせて、全国で10万人の教員が本来の仕事に戻れる、そうわれております。

だから、この究極の結論から言えば、データがあればアンケートは要らない。先ほど私が言いましたように、学校現場のデジタルトランスフォーメーションを進めていけば、日々のデータを蓄積することによって、結局常にアップデートされるようにしておけば、究極は、学校現場の全てが上位者である教育委員会や文科相に供される。一々アンケートなどを取る必要はなくなるはずである。だから、今学校ではやっぱりDXが、この辺では進んでないということになるんじゃないかなという思いがしますので、ぜひとも別府市教育委員会としては、このDX化ということを真剣に考えていただきたい。よろしくお願ひします。

それでは、個人情報保護条例から懸念があるかもしれないと言われても、そもそもが児童生徒の利益になることであるので、個人情報の扱い方については注意する必要がありますけれども、その扱い方についてはしっかり教育委員会で指針を出して、各学校に下ろしていただければというふうに私は思います。文書の大幅削減は法改正することなく、教育長の決断でできる。法改正が要らないと言われてます。問題は、教育長がこのリスクを負うかどうかである。

そこで、教育委員という職があるが、教育委員会の文書ゼロ業務に向けた積極的な提案を、この教育委員がしたらどうかという説もあります。教育委員ができない場合は、やはり最後は市長と教育長が決断すればいいんじゃないかなと、私はそういうふうに思っておりますけれども。結局、あれも欲しいこれも欲しいというような、高度成長期時代の開発途上国的な要求を並べるのはもうやめようと。もはや成熟社会になり、少子化もあって縮んでいく日本であるから、学校ではこれはしなくてよい、これは先生の仕事ではないと、仕事を限定することがあってもいいと。私は、この意見は正当だというふうに思います。先生に全てを任せるということは、これは非常に難しいことです。だから、先ほど私が申し上げましたように、やっぱり我々が議員として議会におりますけれども、地域の中で子育てをする、そういう観点で、しっかり我々がやっぱり取り組んでいかなければならないなと。

今、放課後児童クラブとか、いろんな問題がありますけれども、子どもの貧困、そういうものも含めて、しっかり我々が先頭に立って取り組んでいくことが、この公教育の再建に、再生につながるというふうに私は思うわけであります。

最後にちょっと言い忘れたんですけども、基本的にグローバル人材を育成するという点については、非常に学校教育の中で先生がそれなりの知識教育を持ってないとなかなかできません。ですので、その点についてはしっかり教育委員会として、グローバル人材の育成とか、今言いましたようにGIGA教育とか、そういう問題について、私が一番いいと思うのは、夏休みに先生方に再教育をするというようなことがあっていいんじゃないか。先生方、あちこち視察に行ったりなんたり、先進地の視察もしたりしているようでございますけれども、夏休みとか冬休みに先生方のそういうGIGA教育とか、そういうICTを使った教育とか、それから生成AIがどうなっていくのかとか、将来的には学校でどのような教育をしなければならぬのか、新しい国の形をつくるためには、こういう子ども

を育てなければならないというふうな観点から、ぜひともそういう教育を行っていただければなというふうには私は思っております。

あと10分ちょっとありますけども、ゆっくり、市長と教育長から答弁をお願いしたいと思えます。どうぞよろしく。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

いろんな御指摘、御提案ありがとうございました。非常に多様性というんですか、ダイバーシティに即した教育の変革が今求められてると思っております。

今、議員さんがおっしゃいましたように、非常に学校に発出する文書は、国、県、市町村、そして団体等から通知文、依頼文、案内文といろいろございます。その中でどうしてもやっぱり共有しなければならない文書がございまして、子どもと向き合って子どもの資質・能力を引き出して、それを育むというのが本来の教員の仕事でございますけれども、どうしても文書の事務負担がありまして、先生方がそこに追われている状況が考えられております。

それでもDXと、いわゆるICT、デジタル化を進めることによって、かなりその事務処理は簡略化できると思っておりますので、そのDXに加え、さらに、別府市はデジタルファーストにも取り組んでおりますので、それを全面的に進めながら、もうとにかく子どもたちに先生たちが十分向き合え、そしてまた資質・能力を育めるような本来の業務に本来戻すように、教育委員会挙げてしっかりと前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

議員からお尋ねというか、御提案をいただいたことの中から御答弁をさせていただくということにさせていただきたいと思えますが、まずやはり、いいインプットなくしてよいアウトプットはできないということだなというふうには、これは私もそうだと思いますし、議員の皆さん方もそうだし、子どもたちは特にそうだし、そして教えるほうの教職員の皆さん方も恐らくそうだろうと。あまりに多忙で、なかなかインプットする時間もないというのは、非常にこれは大変なことで、やはり子どもたちを教えていくスキル、自分自身の教養とか、自分自身の知識というものもやはりしっかりと身につけていかなければいけないけれども、なかなかその時間も取れないというような、学校現場の苦悩というものがあるのかなというふうにも思っています。

やはり、いいインプットという意味では、しっかりと旅をしてみるとか、本を読むとか、人との出会いをたくさんするとか、そういう機会をたくさんつくっていくということだというふうには思いますけれども、「たびスタ休暇」なんかもそういう一つのためにつくったと言っても過言ではありませんが、私が思うにその文書の発出とICTの関係等と言わせていただければ、ICTは手段ですから、これはもうこれから減退していくことはありませんので、しっかりもう使いこなしていくしかないし、生成AIももちろんそうです。これを使って業務全体をいかに効率化できるか、あるいは削減するかということ。これは学校教育だけではなくて、全部に言えることだろうというふうには思っています。

例えば発出文書だけで言えば、一応11月だけで見ても221件あると。教育部と協議しましたが、これ全部必要なんですかと言ったら、全部やっぱり必要だということのうちに、先生方は真面目なんで多分そういうふうには言われるだろうと思ったんですが、やはりそういうふうには言われるわけですね。であればやはり、それは我々ともしっかり共通の目を持って、これは真に必要かどうかというところの見極めも必要だなというふうにも思いますし、あるいは全部必要なんであれば、全部しかしその文書を読む必要もないと思えますので、そこは先ほどChatGPTの話が出ましたが、生成AIなんかに、いわゆるこの文書は一体何を言ってるのかということに要約をさせて、もう項目ごとに全部小見出しで見せる。それで必要かどうかということをそれぞれが判断をすると、最初の取捨選択をする

と同時に、要約をして見やすくして、それぞれの学校現場で取捨選択をするというように、やはり業務の効率化には必要かなというふうに思っておりますので、とにかくこういうことに関してはしっかりと活用して使い倒して、先生方がいわゆるティーチングからコーチングというふうに言われて、その変化がなかなかできていないのが現実だなというふうに思いますので、そうできるようにしっかり我々も教育部と協議をして、そのサポートをしていきたいというふうに思っているところであります。

- 23 番（野口哲男君） 教育長、市長の答弁大いに期待して、今後できるだけ早く、教員の仕事を減らして行って、授業本来に力が入られるようにしていただくということを再度お願いしておきます。

それから別府学について言い忘れましたけれども、市長が「別府学」始めましたけど、先ほど言いましたように南立石ではそういうことをやっていますけども、やっぱり私はね、自分の家族を愛する、それからやっぱり地域を愛する、別府を愛する、そして国を愛する、ウクライナとかパレスチナの問題とか、今は戦争の世紀に入っておりますけども、やはり日本人として、そういう国を愛せるといってもぜひしっかり育てていただきたいというふうにお願ひします。

それからもう一点、文書削減について、山梨県知事が、教育長を横に置いてこういう話をしてるんですね。結局国、団体等からの通知・連絡・案内は県教委でスクリーニングすると。共有の必要性がない、低いものは送付しない。だから、教育委員会で承知すればよいものについては市町村教委で止めることを明記して送付すると。共有が必要なものはグループウェア、校務支援システムで送付、そのエッセンスを記載すると。それから国等からの調査・アンケートなどは、法に基づくものは現状どおり実施しなければならない。それから、右記以外で、県教委や市町村教委が分かる範囲で回答すると、これは教育委員会や学校ではなくて、市町村教委が回答すると。それから、県からの調査、アンケートなどは政策立案のために実施する必要があるものについては、必要最低限の実施をする。可能なものは悉皆でなく抽出で実施する。毎年定例的に実施するものについては2年、あるいは3年に1回にすると。そういう実施頻度を下げていく。ICTのアンケート機能をフル活用していくと、こういうふうにしるが県は進めておりますので、ぜひ別府市から市長ね、県のほうにも働きかけをしていただいて、県と相まって、別府市がこういう教員の働き方改革の先頭を切ってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。この悉皆というのは、全部という意味であります、今、言葉が分からない方おられたかもしれませんが、悉皆というのは悉という、かたじけないという字に皆と書くんですけども、悉皆という言葉でございますので、その点は御承知おきいただきたいと思います。

4分ほど残しましたけれども、私の今回の提言型の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 20 番（市原隆生君） 市原です。どうぞよろしくお願ひします。通告の順番のとおりに進めてまいります。

買い物困窮者と公共交通ということで上げておりますけれども、よくやはり買い物で困っているという声をよく聞くわけでありまして。私の近所ではありませんけれども、関の江辺りでも、大方30年ぐらい前から開発されました大きな住宅に住まれている方が、子育てが終わって子どもさんたちがみんな独立し、そして御夫婦だけがそこに住まれているということでもあります。

そういった中で年を重ねていくうちに、御夫婦そろって免許を返納されたということになって、お二人とも車を運転しながら移動できる間というのは、こういった不便というのを全く感じていなかったけれども、特に御主人が免許を返納され、そして奥さんも続いて返納されてしまうと、あともう移動手段が全くなくなってしまって、非常に困って

るということであり、こういった大きな住宅団地でこういったことというのは起こっているようであり、別府市内の標高の高いところと申しますか、大きな住宅団地が幾つもありますけれども、そういったところで周りに買い物をする施設がないというようなところも多々ありますし、これがどうにかならないかということはよく言われておりますし、今回また改めてこの項目上げさせていただいたわけであり、

これはもう本当にどこも起こっていることでもありますけれども、この買い物支援の在り方というのは今までも何回かお尋ねをしたわけでもありますけれども、また改めてお尋ねをしたいと思っております。この辺、何か支援ができることがあるのか、またどういったお考えを持ってこられてきたかということ、まず最初にお尋ねしたいと思います。お願いします。(議長交代、副議長日名子敦子君、議長席に着く)

○高齢者福祉課長(入田純子君) お答えいたします。

運転免許証を返納された高齢者の方々にとって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを可能とするには、移動手段の確保は大変重要なことと受け止めています。本市では高齢者の移動手段確保のため、ひとまもり・おでかけ支援事業を実施しており、市内在住の70歳以上の方を対象に、バス回数券1冊2,000円の購入費を半額補助、1人当たり年間12冊を上限とし、高齢者の社会参加の促進を図っています。

また、買い物については、市内では電話等で注文すると自宅まで配達する宅配サービスや、お店の車で食品等を販売する移動販売車サービスなどを実施している事業所もあるとお聞きしております。

○20番(市原隆生君) 今、課長のほうからお聞きしておりますという答弁がありましたけれども、確かにそういったことに取り組んでいただいている事業所もあります。

これも再三議会で、私お願いをしているんですけれども、そういったやっぱり行政が取り組まないといけない高齢者の買い物支援ということについて、もう少し前向きに取り組んでいただきたいなということを思っております。

今課長が答弁ありましたけれども、電話で注文して持ってきてもらえるとか、あと買い物に連れてって来て、また送り返してくれるというようなサービスをやってるところもあります。そういったことの買い物支援について積極的に取り組んでいただいているところについて、何らかの支援と申しますか、例えば宣伝をしてあげるとか、そういったことが行政でできないかということは何回も、今までもお願いしてきた経緯があるんですけれども、その点、高齢化が進んでおりますので、これますます今後こういった買い物困窮者というのが増えてくると思います。そういったことについての支援というのを考えられないか、その点はいかがでしょう。

○高齢者福祉課長(入田純子君) お答えいたします。

移動販売など、買い物支援サービスは、事業者により利用可能な地域や時間帯、また御利用できる内容等様々です。高齢者の方々の日常の買い物に関する困り事は、お一人お一人異なるとお思いますので、市役所の窓口や、地域包括支援センターなどに御相談いただき、個々に応じた適切な情報を提供していきたいと思っております。

また、今後もそれぞれの地域の課題に応じ、高齢者の方々の買物の利便性の向上に向けた取組を継続して考えてまいります。

○20番(市原隆生君) よろしく申し上げます。これ前に私言ったかもしれませんが、ある過疎化が進んだところで、高齢者の方が買い物をする場所が市内に全くないということでもありますけれども、そこは行政がそういった高齢者の方にタブレットの使い方教室をやって、タブレットを使って買い物注文すると。これもタブレットですから画面を見ながら、これが欲しいあれが欲しいということタッチすれば、それが注文につながってくるというようなことになっているようでもありますけれども、そういったタブレットの使い方

教室をやって、買い物することができるというような仕組みをつくっているところもあるようです。あるジャーナリストの人がそこの方に、この辺はお店がなくて困ってるだろうって聞いたら、いやそんなことはないよと、全然困ってないと。これは、そこの行政がそういった教室をやってくれて、買い物も全く困らずに注文することができる。それで、注文すると、もう次の日にその物持ってきてくれるというような取組をしているというふうに言うておりました。そこまで別府市内、そういった買い物をするところがなくなっているわけでありませんで、そこまですることもないのかなというふうに思っておりますけれども、そういったことで、この買い物支援ということをさらに考えていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

先ほど、おでかけ支援ということで、バスの利用についての支援をしているということでありましたけれども、この公共交通について、もともとは人が多くて、バスの本数も多くあったところが、やはり人の利用が少なくなるところでバスの本数も少なくなっているということもお聞きをしました。そういったことで、やはりもうちょっとバスの本数多くなったらねというようなことも言われているところもありますけれども、この辺公共交通としての対策についてはいかがでしょうか。

○政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

これから到来する超高齢化社会に向け、高齢者などをはじめとする移動弱者の対策として、交通不便地域を中心に公共交通に係るアンケート調査を実施する予定です。その調査に基づきまして、地域の住民の公共交通に対する意見の把握に努め、今後の取組の参考にしたいと考えております。

○20番（市原隆生君） よろしくお願ひします。アンケートということでありましてけれども、困ってる内容というのはもうよく分かっておりますし、今答弁していただいた範囲というのは、ちょっとニュアンス的に中山間地を頭に入れておられる内容なのかなというふうにちらっと思ったんですけども、中山間地というのは今デマンド交通等も対応していただいたりしているわけでありましてけれども、住宅団地でも公共交通はバスの路線があるけれども、本数が減ったりして困っているということもあるようですし、またやはり公共交通というの、本数が少なくなるといふのも理解できます。当然利用者の方が少なくなってくると、従来どおりの本数を走らせるというのはコスト的にやっぱり見合わなくなるわけですから。ただ、やはり利用者を減らさない、また増やしていくというような取組というのは、補助金も出していることでもありますし、行政だけではなくて運行している事業者についても、きちっとその辺を協議しながら、どうやって利用者を増やしていくかというのを、そういった協議も鋭意進めていただきたいなというふうに思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

まず、アンケート調査につきましては、公共交通計画で明らかになっております地域を対象に実施してまいります。その目的は、生活行動分析や地域ニーズの把握に努めることでもあります。その結果に基づいて公共交通サービスの実現に取り組むための基礎資料としてまいります。

設問につきましては、「移動手段の状況や、公共交通の利用状況」、それから「必要と思われる移動サービス、また、そのサービスが導入されたときの利用頻度」など大きく分けて2つの項目を調査していくこととなります。もちろん、事業者の努力というものは必要であるとは考えます。しかしながら、公共交通は必要な社会インフラの一つでありますので、行政と事業者が連携して公共交通を守るといふ努力をしていくべきものと考えております。そのため、アンケート調査などの情報を事業者にも共有しながら、一緒に公共交通の活性化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○20番（市原隆生君） 今おっしゃるとおり、やはり業者だけに任すわけにはいかない、やっぱり行政が責任を持って確保していくということは必要だと思います。

ただ、やはり人口も少なくなっていております。当然、今までどおりの利用者が利用してくれるというわけにもいかないし、これからもっと少なくなるということも予想されておりますので、行政だけでカバーできるものではないというふうに私は思っておりますし、その点はやはりよく連携を取りながら進めていただきたいなということを思っております。その辺をよろしく願いいたします。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

学校給食ということで上げさせていただきました。昨日もこの学級給食についてはるる質問がありましたけれども、9月から給食センターがオープンしまして、この給食の提供が始まりまして3か月がたちました。給食センターを立ち上げるときに、私も何回か議会で質問させていただきました中で、日本一おいしい給食を提供するんだということを言ってきたいただいておりますけれども、この3か月、日本一の給食をどう実現しようとしているのか、その点はいかがでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

味や栄養がバランスよく整っていることはもちろんですが、食物アレルギー対応、地産地消、食育を推進することによって、子どもたちの心と体を健やかに育むとともに、子どもたちが食べ物や作る人への感謝の気持ちを持ち、友達と一緒に楽しく食べる喜びを感じることができる、このような給食の実現を目指しております。

○20番（市原隆生君） 今答弁していただいたことというのは、なかなか気持ちとか感情というようなものなのかなというふうに思うんですけども、やはり日本一という数字がついている以上、やはり、何をもって一番というのかというところが、その辺の目標を持って進めていただきたいなというふうに思っているところがあります。

これは始まったばかりで、当初なかなか残菜が多かったりというような、苦戦されていたところもあったようですけれども、つい最近のことについてはいい状況に今変わつつあるというようなこともありました。この何をもって一番を目指すのかということはきちっと、明確な目標を持って取り組んでいただけたらなというふうに思っております。ここは答弁は求めませんが、よろしく願いいたします。

昨日のやり取りの中でもありましたけれども、メニューに今までにない食材として魚が多くなって、ある一面、子どもたちからちょっと多いんじゃないかというような意見も出てきたということがあったようですけれども、どのような献立を提供しているのか、その点はいかがでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子君） まず、回数についてお答えいたします。今までは、施設や設備の面から調理方法が限られておりましたので、調理済み食品を温めて提供することが多く、魚料理は多くても月2回程度の提供でした。

新しい給食センターでは、最新設備を導入したことで、おおむね週1回提供しております。献立は、おろし煮やゴマみそだれなどの和風の味づけから、ケチャップなどで味つけをした洋風のものまで様々、調理方法も変えながら提供しております。

調理の際には、魚独特の生臭さを取るために、一旦薄く味つけしただしの中で煮つけた後に、上からゴマみそだれをかけるというように試行錯誤を繰り返し、魚料理に対する子どもたちの苦手意識をなくし、おいしく食べてもらえる工夫をしております。この魚のゴマみそだれは、子どもたちにも大変おいしかったと好評でした。成長過程において、健康な体をつくることも学校給食の大事な役割と考えております。子どもたちの意見も参考にしつつ、栄養バランスの整った献立作成に努めてまいります。

○20番（市原隆生君） よろしく願います。魚を使った料理が多くなったということで

ありますけれども、私は成長期の子どもたちが魚を食べるということについては、非常に思い出といたしますか、いい印象を持っておりまして、私小学生のときから柔道やってるわけですけれども、柔道を私の年代でやってる者にとっては、山下泰裕さんというのが私より1つ上ですので、もう中学生のときからもう怪物が九州、熊本にいるということで有名でありました。もうとにかく中学校のときから断然強かったわけですけれども、どういったことで山下さんが成長されたかという中で、おじいさんが漁師で、毎日魚のスープを飲んで成長したんだということを子どものときに聞かされておりました、成長期に、そういった魚のカルシウムというのが非常にいいのかなというふうに子どものときから思っておりました。

私、中学校でPTAの役員させていただいたときに、ちょうど校長先生が佐伯のほうから転勤になりまして、来られて、向こうの給食ではじゃこ天なんかはもう頻繁に出て、よく食べてるということでありまして、子どもが少年野球やってたときに、県南といいますか臼杵、佐伯辺りのチームと当たると、体格が全く違うんですね、骨格が違うといたしますか。そういった魚を頻繁に食べて体ができてののかなというふうな気がしておりました、打球がもう全然、何か飛び方が違うという印象を持っておりました。中学校の校長が佐伯からやってきて赴任されたときに、こういった印象を持ってると言いましたら、やはりじゃこ天の話をされてまして、向こうではもうそういったものを頻繁に食べて、全く抵抗なく食べてるので、そういった体ができたんじゃないかというようなお話をされておりました。

こういった魚を食べやすくして、生臭さを取ってということをおっしゃってましたけれども、そういった調理に工夫をしながら、体にいい食材を子どもたちに提供していただくというのは非常にいいことだなというふうに思っております。これは工夫をしながら、また子どもの意見を聞きながら、本当にこういったことで体づくりができたというような給食にしていきたいなというふうに思っているところであります。

この3か月の間で、やはり残菜が多いというふうなときもあったというふうに聞きました。そういった中で、単独調理はよかったけれど、共同調理になったらおいしくないんじゃないみたいな声を聞いたこともちらっとありましたけれども、私はそうは思いません、これはもう前から言っておりますけれども、やはり現場の声をどれだけ直接、調理をされるところまで届けていただくかということが重要なのかなというふうに思っております。

その中に、距離がありますから、現場の学校から共同調理場まで何人かの方を通してそういった声が届くのかというイメージを持っているわけですけれども、なるべく直接子どもの声を調理をする調理員の方まで届けて、こういったものを調理して提供してもらいたいということが伝われば、全く子どもたちに抵抗なく受け入れてもらえるものだというふうに思っておりますし、そういった子どもたちの声が直接つながるような形にさせていただきたいなというふうに思ってるわけですが、その点はいかがでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

センターと子どもたちとのコミュニケーションツールやアンケートを用いて直接声を聞くことはもちろんですけれども、小学校五、六年生の食育事業では、子どもたちに学校給食の献立を立てる指導をして、そこで児童が立てた献立を実際の給食に取り入れたりする取組をしています。

また、小学校6年生、中学校3年生には卒業前のリクエストアンケートを行いまして、アンケート上位となった献立を1月から3月の献立に実際に取り入れたりもしています。

さらに、市の公式インスタグラムとフェイスブックに、献立の写真や手作り調理中の写真、さらにはレシピの一部を掲載をしています。保護者世代が頻繁に活用するSNSに載せることで、保護者にも子どもたちが食べている日々の給食の様子を知り、家族で給食を話題にして、家庭での食育に役立てていただきたいと想定しております。レシピを掲載

したところ、子どもがおいしいと言っていたので家でも作ってみますというように、家で給食が話題になっていたことのコメントもいただいております。

食の経験や食事の見本として提供する献立の中には、子どもたちが喜ばない献立もございます。子どもたちがこういう給食を食べたいという気持ちと、給食センターの側がこういうふうに栄養を取ってほしいという思い、それらのベストバランスを考えまして、給食の意図を子どもたちにしっかり伝える食育を行うことで、生涯にわたり健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む学校給食を今後も提供してまいりたいと考えております。

○20番（市原隆生君） よろしく申し上げます。

ついでにといいますか、これ、最初に9月1日に出された赤飯のことではありますけれども、やはり日本の食文化の継承ということも中に忘れずに入れておいていただいて、その点についてもどうやって取り入れていくかということとは難しいことかもしれないんですけども、その辺も念頭に、これからの献立というのを用意して、おいしい給食を子どもたちに提供していただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、次の項目に移ります。

子ども施策ということで上げておりますけれども、こども基本法ができてどう子育てに寄与していくのか、どういうふうに別府市で展開していくのかということを知りたいというふうに思っていました。

こども基本法ができた中で、市長におかれましては、いち早くこども部を作っていて対応していただいているというところがあります。その中でこども基本法ができたいきさつといいますか、やはり日本の出生率の低下というのはもう本当に限界まで来てるんじゃないかなというふうに思っておりますし、ここでやはり回復をする手を打たないと駄目だということで、基本法の制定につながったのではないかとというふうに私は考えております。それをどう、この中で展開していただくのかという中で、次の項目で挙げる「心身ともに健康な国民の育成」ということが言われてるんですけども、子ども施策の中でどのような成果がこのことによって期待できるのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

○こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

こども基本法は、子どもに関する様々な取組を講じるに当たっての共通の基盤となるものとして、子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法です。

こども基本法で定義されている子ども施策とは、子どもの健やかな成長や結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援といった子どもに関する施策に加え、教育・雇用・医療施策など幅広い施策が含まれております。こども基本法の目的・基本理念は、教育基本法第1条に定める「心身ともに健康な国民の育成」という教育の目的と通ずるものです。

このことから、こども基本法の制定により、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据え、こどもまんなか社会の実現に向けて、総合的かつ強力に進めていくことが期待できます。

○20番（市原隆生君） ありがとうございます。この、心身ともに健康な国民の育成という、国民というのは当然子どもから育て上げていくことで、健全な国民というふうになってくるのかなというふうに思っております。

その中で、基本法が制定されましたけれども、いまだに虐待とそれから不登校というのが増え続けているというような結果もお聞きしております。これからのことになりますけれども、こういったこども基本法等を通して、虐待等を減らしていくことについて、どのようなことが考えられるか、また期待できるか、その点はいかがでしょうか。

○こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

子どもが抱える困難は、子どもの要因だけではなく、家庭の要因であったり、環境の要因であったりと、複合的に重なり合って表出しています。令和6年度からの本格稼働を予定している子ども見守りシステムでは、子どもに関するデータを一元化し、分析、検証することで、傾向や課題を抽出し、支援の必要性が想定される子どもや家庭への早期対応を行っていきます。また、令和5年度中に市内の全小学校4年生から高校2年生を対象に、ヤングケアラーと子どもの権利についての学習会とアンケートを実施し、子どもの困りや悩みを拾い上げる取組を行っています。

さらに、関係機関や団体、学校現場において、児童虐待に関する研修会や連携強化のための学習会等を実施し、子ども虐待を見逃さず、気づきから支援につなげられるよう取組を強化するとともに、虐待に至る前の段階で、困りを抱える御家庭を発見し、支援につなげ、虐待を未然に防ぎたいと考えております。子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない包括的な支援を目指し、今後とも家庭、学校、関係機関、地域等と一体的に取り組み、さらなる子育て支援の体制強化を図り、児童虐待の減少を目指してまいります。

- 20番（市原隆生君） どうぞよろしくお願いします。本当に今、いろんなことでメディアに取り上げられているところでもありますけれども、虐待というのは本当にはないことだというふうに思っておりますし、これがまだ増え続けているということでもあります。もう逆転といいますか減少に、もうこの日から転じてもらいたいという思いでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あともう一点は、先ほども質問の中で、不登校について中学校においてすごく大きな数を聞いてびっくりしましたけれども、このこども基本法を基にどういったことに取り組むのか、また期待できるのか、その点をお聞きしたいと思います。

- 学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

学校教育課といたしましては、こども部との連携をより一層強化するとするとともに、今後稼働する子ども見守りシステムで様々な情報を共有することにより、児童虐待や学校に行きづらさを感じている児童生徒、ヤングケアラー等の困りを抱える家庭の早期発見と、教育相談センター等の関係機関へのつなぎを迅速に行い、家庭が抱える困りの解消に努めてまいります。

- 20番（市原隆生君） よろしく申し上げます。不登校も、私もいまだにまだ中学校の学校運営協議会に残させていただいてるんですけども、この不登校の問題は、中であまり触れられてないです。あるというのは委員の皆さん御存じなんですけど、大きくは触れられてなくて、ただやはり、現実全国的なことでありますけれども、不登校というのはいまだに増え続けているということでもありますので、本当に実効性のある対応をぜひお願いしたいなというふうに思います。

最後に、この子ども施策ということの中で、子ども・子育て支援のことについてすごく研究されてる方が、女性の研究者なんですけれども、その方の介護と御自身の子どもさんの子育てがちょうど重なったときに非常に大変だったということから、いろいろな当時のお話をされてたんですけども、ただ介護のほうは介護のシステムがあって、ケアマネさんに相談したら、いろんなことを教えてくれて手を打ってくれた、こういったサービスができますよ、こういった選択肢もあるというような、いろんなことを教えてくれたけれども、ただ子育てというのは自分の子どもの例えば健康のチェックとか、あと、その方は大学にお勤めで仕事をされてるわけですから、当然そういう保育所といいますか、預かっていただくところも手続などしないといけない。そういったことも全部自分で探さないといけない。また子どもについて健康チェック、またいろんなこともやらないといけない、非常に大変だったと。介護のほうはそういった形でできたんですけども、子どものことについて

ては大変な苦勞をしましたというようなことを言われておりました。

今回の、国がやってる異次元の子育て支援といいますか、いろんな費用についても手当してくれているというお話の中で、介護のほうでこういったケアマネさんを配置したりということで成功しているのであれば、それを子育て版でできないかというようなことも言われておりました。子育て版のこういった仕組みがあれば、自分の子育ての経験から考えていっても、非常に助かったのになというようにも言われておりました。

今後、こういった子育て版のケアマネジャーといいますか、そういった相談をするといろんな方法を教えてくれる、また健康のチェック等でも知らせてくれたりというようなことができないかということも言われておりましたけれども、その点いかがでしょうか。

○こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

別府市では、改正児童福祉法が施行される令和6年度に先駆け、令和5年4月1日に別府市こども家庭センターを設置しました。こども家庭センターは、医療、福祉、保健、教育の分野をはじめ、民間団体等、様々な機関と連携しながら全ての妊産婦、子ども、子育て家庭へ包括的に相談支援を行っています。

また、令和6年度より義務化される妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのサポートプランの作成につきましても、前倒しし、今月より運用を開始しております。

サポートプランとは、子どもや保護者の意見を聞きながら、その過程にどのような困りがあり、どのようなニーズがあるのかを整理し、一緒に作成するものです。対象者自身が自らの抱える課題を認識するとともに、活用できる支援策を知ることによって計画的な利用ができること、また、子どもの成長に合わせ、どのような時期にどのようなサービスが受けられるのかを知ることができます。サポートプランに基づき、必要な時期に必要なサービスにおつなぎすることで、より安心して産み育てやすい環境づくりのお手伝いができると考えております。

こども家庭センターでは、関係機関や団体等と連携し、妊娠期から子どもが自立するまでの切れ目ない相談支援、そして子どもの発達段階やニーズに応じた支援メニューの充実や、地域資源の開拓、関係機関や団体等との連携したサポートができる体制づくりを行い、安心して子どもを産み、育て、生きる社会の実現を目指してまいります。

○20番（市原隆生君） よろしくお願ひします。本当に先駆けてこういったこども部をつくって、こういったことをしていただいているというふうに思っておりますし、この法律をつくった趣旨といいますか、やはり少子化という、出生率が本当にここまで下がっている中で、これがあるから安心して子どもを産み育てられるということは、若い人たちに伝えていきたい内容だというふうには私は思っておりますし、そういった、そこに関わる事業として本当に別府はここまでやって、子どもを産み育てることについて、ここだと安心だと言われるような仕組みにしていきたいなというふうには思っております。ぜひ、よろしくお願ひいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

下水サーベイランスということで上げさせていただきましたけれども、実証実験でやっていたというふうには思うんですけども、調査研究が今進められている状況というのは今どういうふうになってるのか、まずその点をお尋ねしたいと思います。

○上下水道局下水道課長（田邊和也君） お答えいたします。

下水サーベイランスは、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室と、厚生労働省、国土交通省が令和3年11月に下水サーベイランスに関する推進計画を打ち出し、令和4年11月から令和5年1月にかけて実証実験を行っております。新型コロナウイルス感染症の蔓延状況の把握などが探知できるとして、全国で20か所の自治体で実証実験を

行っている状況です。

- 20 番（市原隆生君） 感染症がどのような広がりがあるのかということが探ることができるといことで進められたというふうにお聞きをしております。今、コロナが収まりました、大変にこの秋ぐらいから別府市内でもインフルエンザが非常に流行して、幾つも学級閉鎖に追い込まれているというようなことを聞きました。コロナの時期というのは本当に皆さんマスクをしておりましたので、いろんな感染症というのを抑えられていたようにあるんですけども、専門家にお聞きしたら、マスクをしていることによって、やはり喉が外気に直接さらされてないと、やはり鍛えられなくなって、その分ちょっと弱ってくるそうです。我々は子どものときに、落ちたものをふっと吹いてから食べてましたけれども、そういったちょっとした細菌ならおなかに入れても、腹痛を起こさないというような状況があったわけですけども、マスクをしばらくしていると、喉自体がそういった抵抗力がやっぱりなくなってくるということでありました。部長さんたち、何人かされておりますけれども。そういったことでマスクを外したときに、結構抵抗力が喉自体になくなっていくんじゃないかと。そういったときに感染してしまいやすくなっている状況だそうです。

そういった状況もあるわけですけども、この下水サーベイランスというような方法を用いて、下水処理施設のところで細菌の入り具合を調べることによって、そういった状況把握ができるというような取組をしていただいたということなんですけれども、これは今答弁にあったように、何か所かの都市の下水施設で、そういった調査をしていただいたということでもあります。

まず、この実証試験の結果というのはどのようなことであったのか、その点はいかがでしょうか。

- 上下水道局下水道課長（田邊和也君） お答えいたします。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室の実証事業の報告書によりますと、感染状況の現状の把握としては、下水道中のウイルス濃度と新規感染者数の相関は、処理人口が大きい処理場で高く、また処理人口が小さい処理場ではばらつきが大きいこと、また、将来予測の観点からは、1週間後の感染者予測値と実際の感染者との差は、予測に用いたモデルによって大きく異なることが報告されています。

今後の活用方法などにつきましては、感染状況の現状の把握については、アラートや既存のサーベイランスの補完的な利用の可能性があるとし、また1週間後などの感染者予測については、今後さらなる予測精度向上のための研究が必要とまとめられています。今後も政府の事業展開や最新の研究結果を注視していきたいと考えております。

- 20 番（市原隆生君） ありがとうございます。これがそういった感染症の予防といえますか、予防線を張ることのしっかりしたデータにまだちょっとつながっていないということですね。

今年の秋の、今先ほど申し上げましたように、インフルエンザの拡大について非常に心配したところがありまして、何かの形でこういったことが早めに察知できて、警鐘を鳴らしながら予防できたらという思いから、この項目をやらせていただいたんですけども、私は、画期的な方法だなというふうに思ったんです。下水を調査することによって、その感染症の広がり、またどういった種類が出るのかということが分かってくるということは非常に画期的な方法だなというふうに思っていたわけですけども、こういったことが有効に使えるような時期、そういったことができるような状況になったら、ぜひとも導入というのを考えていただきたいなど。今の時点ではなかなか難しいというふうに思っておりますので、これ以上は申し上げませんが、その点をまた考えていただけたらというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

じゃあ、次の最後の項目にさせていただきます。ごみの収集についてということであり

ます。

ごみの問題について、もう何人もの方がいろいろ取り上げておられますし、今回ちょっとまた取り上げさせていただきました。やはり高齢者の方が増えているということであるんな御意見もいただくわけでありませうけれども、やはり別府市内狹隘道路が多くて、昔ながらの土地でありますので、昔ながらの方がそのまま住まわれて高齢者になられているというような状況があります。

まず、狹隘道路沿いの収集については現在どのようにされているのか、その点を教えてください。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

収集路線でない狹隘道路沿いの住民の方のごみ出しにつきましては、収集路線上のごみ集積場にごみを排出していただいているのが現状でございます。

○20番（市原隆生君） そこで、今申し上げましたように、狹隘道路沿いに高齢者の方が結構住まわれているところが多くあります。やはり私なんかはもう朝、月に2回ほど小学校付近で登校指導に立ったりするわけですが、そこで高齢者の方が車を引きながら、ごみを収集するところまでゴロゴロゴロゴロ車を引っ張って運んでおられる姿をよく見かけるわけです。車が入っていけば収集してもらえるのになというふうに思いながら、そういう場面を見ているわけですが、そういったごみ出しの困難者といえますか、ごみ出しに非常に苦労されてる高齢者の方が、市内に多くおられるというふうに思っております。その辺の対応というのをどのようにお考えでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

マンション等の集合住宅を除き、収集路線でない狹隘道路沿いに居住される住民の方から新たなごみ集積場の設置や個別排出の依頼があった場合には、道路幅員、既存のごみ集積場までの距離、清掃車両の転回場所の有無、居住世帯数、ごみ出しの協力者の有無等の聞き取り調査や現地確認を行っているところでございます。

その調査の結果、狹隘道路の収集が可能であると判断された場合には、新たに設置したごみ集積場でのごみ収集、または個別排出によるごみ収集を実施しているところでございます。

また、要支援、要介護の認定等を受けている方で、ごみ出しが困難な方につきましては、福祉収集として戸別収集を行っております。福祉収集は週1回、本人宅の玄関先まで赴き、収集をしているところでございます。

○20番（市原隆生君） 今後ともといいますか、これからますます高齢者の方というのは増えていく状況にあると思いますので、ごみを出すというのは本当に怠りますと、私の家でもごみ出しを怠りますと、どんどん増えていくものでありますので、そういったところで高齢者の方が困らない、不衛生にならないようなことを考えていただけたらというふうに思っております。

もう一点、収集についてなんですけれども、ある方から、別府市というのは観光都市でありまして、最近はカラスの被害というのはあまり私の周辺では見かけなくなったんですけども、いなくなったということではないのかなというふうに思っております。どっかに移動して活躍されてるんでしょう。ただ、市内のいるところにはいて、本当にごみを散らかして悪さしているというところも見かけるわけですが、そういったことも踏まえて、観光都市、別府市を訪れる人というのは、やはり美しいまちを見にくるんだということから、ごみの収集について、夜間収集というのはどうなのかということをお聞きしました。

夜間収集というのは、人がいないときに持っていくということですが、いいのかなと思う反面、夜清掃車が来てが一っとごみを持っていくのは、騒音についても

ちょっと心配したりするところあるんですけども、これやっているところっていうのはどのくらいあるのか、その点はいかがでしょう。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

公益社団法人全国都市清掃会議事務局の調査によりますと、本年8月時点では、全国718市町村の中で15の自治体が夜間収集を実施しており、実施割合は約2%となっております。夜間収集を実施している15自治体のうち10自治体が福岡県内となっております。その福岡県内を見ますと、福岡市をはじめとする近隣の自治体で実施されており、北九州や筑豊、筑後の地域では夜間収集は実施されていない状況となっております。

○20番（市原隆生君） 福岡と大きな都市のことだなというふうに、今お聞きをしながら思ったわけです。先ほどもちらっと申し上げたんですけども、やはり収集のときの音というのは、かなり音がしますし、私の家のすぐ裏手辺りも、大きな保養施設があって、そこは結構朝の早い時間に来て、周辺に住んでる人が「ちょっと音がしますね」ということをおっしゃっておいりました。どのくらい騒音の大きさというのを感じるかというのは個人差があるかと思うんですけども、そういった音の問題等を考えていくと、大きな通りだと導入することもできるのかなと思ったりもするんですけども、別府市において導入の可能性というのはどんなものでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

これまで別府駅周辺や鉄輪地区のごみ収集につきましては、事業者から排出される食品残渣等の事業系一般廃棄物の収集運搬業者に対して、早い時間での回収を要請するとともに、行政収集におきましても、朝1番目の収集コースに変更することで、早い時間でのごみ収集によって問題解決に当たってきた経緯がございます。

ごみの夜間収集につきましては、カラスによる散乱被害の抑制や防犯効果のメリットが上げられるところではございますが、一方で、デメリットとして、昼間の収集より経費が割高になることや、夜間収集時の騒音、市民の分別意識が低下する可能性もございます。また、違反ごみの増加だけではなく、ごみの排出時間が夕方以降の暗い時間となるため、高齢者の方が排出される際に転倒事故等の危険性が増すことも想定をされます。特にコロナ禍で人件費は1.5倍ほど割高になるということもお聞きしておりますので、費用対効果も考え合わせますと、その実施は非常に困難であろうかと考えております。

また現在、美しいまちづくり奨励事業補助金交付制度におきまして、複数世帯で使用するカラスよけネットにつきましては、100%補助対象となっておりますので、各自治会で御活用いただきたいと考えております。

○20番（市原隆生君） ありがとうございます。難しいということですね。こういったことをおっしゃった方も、美しい別府のまちを、観光地としてお客さんに見ていただきたいという思いでおっしゃられたのだというふうに思っておりますし、そういった美しい別府を保てるようなことというのは、これからも力を入れていただきたいなということをお願いして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（日名子敦子君） 休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤信康君） 再開いたします。

○10番（阿部真一君） 自民新政会の阿部真一です。午後一番での質疑をさせていただきたいと思っております。通告の順に質疑をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

まず初めに、障害者優先調達推進法についてということでございます。

この推進法でございますが、平成24年6月20日に成立しました。同月の27日に公布され、平成25年4月1日から施行されております。この法律の趣旨であります、障が

いのある方々が自立した生活を送るため、就労によって経済的な格差をなくす、経済的な基盤を確立する、そういったことを趣旨としております。このため、障がいのある方の雇用を支援するための仕組みとして国が法整備した背景がございます。このため、障がいのある方が就労される支援等、仕事を確保し、その経済的基盤の強化を必要とされ、このような観点から、これまで障害者就労施設等への仕事業務に対して、民間企業をはじめ、国、そして地方公共団体等においても様々な取組がなされております。

障がいのある方が、全て障害者優先調達推進法による対象の障害者就労施設とは限りませんが、大分県では令和2年度が328施設、大分市121施設、別府市53施設、令和4年度でございますが、大分県ではこのような事業所が354施設、大分市139施設、別府市に55施設ございます。そういった観点から、この就業継続支援施設の新設、開設は、国のみならず、地方でも、近年の大きな伸びに反映されていると推測されます。

そこで、この法律にのっとり、別府市ではそれぞれどのような業務を発注してきたのか、過去3年間の別府市が発注した同法による調達実績をお答えください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

令和2年度物品、役務合計で41件、契約額は157万9,900円です。令和3年度物品、役務合計で28件、契約額は90万4,200円。令和4年度物品、役務合計で56件、契約額180万2,446円となっております。

○10番（阿部真一君） この障害者優先推進調達法では、毎年度、調達方法、そして調達の実績など、国がその概要を取りまとめ、市町村や県等が所管してヒアリングして公表することになっております。

この県下の、他都市の調達状況をちょっと別府市と比較しますと、令和3年度のデータでございますが、大分県では441件、大分市では454件となっております。この数字から見ると、自治体の規模は違うんですが、先ほど申しました別府市の実績では、令和2年度が41件、令和3年度28件、令和4年度56件ということで答弁ございましたが、やはりお隣の別府市と比べると、この法律の中で言う地方公共団体等の努力義務における実績と、少し格差があるのではないかなというふうに感じております。

そこで、調達先である障害者就業施設の形態等もございますが、施設清掃等の業務、そして様々なデータ入力とかの業務がございますが、その業務がどのような形でそのような施設に発注するのが正しいのか、その辺は課のほうでしっかり調査研究していただきたいというふうに思います。

そこで、別府市の実態と他の市町村、大分市でございますが、調達実績の違い、これは別府市としてはどのように考えているのか、御答弁いただけますか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

調達実績の違いは、各自治体所管施設の清掃業務等、通年の業務委託等の事業が大きな比重を占めております。本市でも同様な清掃、施設管理の役務の調達実績がございますが、スポット的な発注が主となっております。他の自治体の通年の業務とスポットの違いによるものが大きく影響を与えていると分析しております。

市内の事業所の提供可能な業務種別ですけれども、大きく分けますと、弁当、記念品等の物品と清掃業務、データ入力等の業務がありますが、機械設備の状況や市内の提供能力により業務提供規模は限定されると考えております。

○10番（阿部真一君） これ市長、県下の情報というのは市のほうの執行部会議にでも恐らく担当課のほうから数字の提示があったというふうに思います。大分市が令和3年度の実績でいくと先ほど454件、約1億3,600万円、ということでお示ししましたが、別府市が先ほど答弁ありましたが令和3年度でおおよそ、90万円ですかね、提示がありました。件数でいくと、おおよそ16倍の事業数が大分市のほうが多うございますけど、この金額の実

績でいくと、150倍前後大分市と、この別府市の中で差があるというふうに推測というかも判断できます。

そして、ここで一応提示をしたいのが、この法にのっとって、やはり別府市のほうも、簡易的な業務などをこういった事業所に出す必要性を訴えたいと思います。もちろん、この部分に関しては別府市の随意契約ガイドラインのほうにも、この法令にのっとって、各課の業務における随意契約が可能であるというふうに明記をしております。その観点からも、やはり事業所の存在、大きさ、大小ありますが、やはりもう一度この別府市内にある事業所の、各事業のできることの範囲を、しっかり担当課のほうで精査をまずしていただきたい。その中で、今、障害福祉課で所管されてると思います。担当が、市民福祉部の部長のほうになると思います。恐らく企画戦略部でも、総務部でも、上下水道局のほうでも、教育委員会のほうでも、障害者優先推進調達法に基づいて随意契約で発注できる業務というものの洗い出しをして、まず各部各課でしっかり精査していただきたい。その上で、別府市に存在する事業所に対して、この法の周知をして、もう一度できる業務の洗い出しからしていただいて、やはり最初に言いました、こういった事業所の経済基盤の拡充が最も重要でございます。自立した生活をする上での部分でございますので、ぜひこれ障害福祉課だけの問題ではなくて、全課のほうで、この法律に基づいて自分たちの課の業務に対しても、少しで結構ですので頭の片隅に置いていただいて、業務を発注していただきたいと思います。

それでは、今の大分市との開き、別府市の法律に基づいての契約の内容を加味して、今後どのような形で、こういった調達方法を庁内で拡充していくのか、また、庁内でのこの制度の遂行、周知をしていくのか、御答弁いただけますか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

毎年度当初に、各課において、当該年度分の発注予定調査及び昨年度分の発注実績の調査を行うとともに、当該年度の調達方針を決定し、ホームページ上でも公開しております。したがって、各課へは法の趣旨は十分今でも行き届いておると考えております。

調達の方針に関しましても、例年、過去の実績、考え方にとらわれず、発注可能なものについて積極的に発注を行うとする目標を掲げております。

しかしながら、現在調達先として各課に示している物品等調達登録名簿には、市内の障害者就労施設と限定していたため、業務の選択肢が狭い状況であったことも事実でございます。今後各課には、同法における趣旨の説明を再度行い、業務の発注の促進の協力依頼を行ってまいります。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） 続けてお答えします。

同法の趣旨の説明は、全庁で徹底することはもとより、業務の選択肢を広くするためおいた共同受注センターというものがございますが、そちらの利用も一つの手段として考えるとともに、改めまして全庁体制で実績確保のための協議を進め、進捗管理も行ってまいります。

○10番（阿部真一君） この法律が周知されてるという前提でお話ししますと、やはり数字としてまだ反映してない部分がありますので、担当課が各部各課にまたいで指示を出すことはなかなか容易ではないということは理解をしております。その部分で、やはり部長が先頭に立っていただいて、各部長への周知はもちろんです、そしてその部の下にある課のほうへの周知も、再度徹底していただきたいと思います。

大分のほうではいろいろな業務がありますが、この法律に準じて業務を分担して発注している部分もございます。私自身もいろいろ、この業務に対してどのようなのが適切な業務なのか、各担当課にヒアリングレベルですがお聞きしたところ、各課で行う催し物について物品、商品などの販売を、こういった事業所に積極的に要望していく、そしてまた皆

さん名刺とかお持ちだと思いますが、そういった名刺の制作とかも、こういった事業所がされてる部分もございます。聞くところによりますと、市の幹部職員さんも名刺の制作は自費で行っているということでお聞きはしておりますが、そういったところも勘案していただいたり、中庭等でいろいろお昼のお弁当の販売とかもしておりますし、そういった部分で間口を広げていただいて、まずこの法の周知があるということ、そこを重点に置いていただいて進めていっていただきたいと思います。

そしてまた、この物品等調達登録名簿が今登録件数が13件ですかね、お聞きしております。これも年々、事業所が新しく設置される部分もあろうかと思っておりますので、その辺は新しい事業所に対しても、担当課のほうでしっかりこういった法の中の業務、行政と一緒に携わってこういった障がいのある方の経済的基盤をしっかりと確立するために、周知等を指導していただきたいと思いますというふうに思います。

この部分の質問については、以上で終わらせていただきます。

続きまして、別府市就学前教育・保育ビジョンの素案についてということでお聞きしたいと思います。

就学前教育・保育ビジョンについてでございますが、私自身も一議員として、まずやっぱり反省をしなければいけない、そのように私個人で考えました。まず、この就学前教育・保育ビジョンが行政側から提示されたわけでございます。その前段で、別府市就学前の子どもに関する教育等協議会というのが開催されております。その後教育委員会、教育長のほうに同協議会の報告が行われております。その時点で私が先ほど反省して、市民の方にも大変申し訳ない思いが一つあるのが、やはり一議員としてこの教育の制度に関しての行政に対する問題定義ができなかった、これ一議員としてでの反省であります。そこがこの部分で一番感じた部分でございます。やはりこのビジョンができるに当たっての一般質問等とかで、就学前、一校一園の在り方などいろいろな議員の質疑答弁がこの議場でも行われてきております。その中で、このビジョンができ上がったわけでございますが、最初の協議会の報告を受け、それから就学前教育・保育ビジョンの素案になるわけですが、その中で、庁内、教育委員会、こども部もありますが、その中でどのような合意形成をもってこのビジョンの素案に行き着いたのか、まず答弁をいただきたいと思います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

令和2年10月なんです。別府市就学前の子どもに関する教育等協議会、こちらを設置いたしました。そこで幼児教育、保育関係者、保護者などからなる会議体において6回にわたる議論を重ね、令和3年6月、先ほどおっしゃった報告書、この提出をさせていただきました。その報告書では、市立幼稚園の新しい方向を指し示し、就学前教育・保育の量や質の適切な提供につなげるために、具体的な基本方針と実施計画を早期に策定することが必要と提言されたことから、まず教育委員会において検討を開始いたしました。

令和4年度に子育て支援課にこども家庭課が新設され、教育委員会と共同で基本方針と実施計画の策定に着手し、検討材料となる調査・分析等を行いました。具体的には市内の小学校、中学校区別の子どもの人口推計、それと小学校・中学校区別の幼児教育・保育施設の利用児童数の推計などを行っております。

そして令和5年6月に、この基本方針となる別府市就学前教育・保育振興プログラム、こちらを策定しました。

令和5年7月には就学前教育・保育施設向け及び保護者ニーズを把握するための当該施設に通う園児の保護者に向けたアンケート調査を実施しました。これは今後の施策に生かすことを目的とし、アンケートには選択肢での回答と自由記述欄を設け、皆様方の思いをお示しいただきました。検討材料となる調査分析、アンケートの調査回収、ニーズ分析、これらを踏まえ、ビジョンの素案を立案し、令和5年9月に公表いたしました。

○10番（阿部真一君） 今、るる担当課のほうから、この協議会からの報告、その報告後、行政のほうで、子育て支援課、そして教育委員会のほうでこのビジョンに向けての素案をつくり込んだということで御説明がありました

その部分で勘案しますと、まず素案ができる前の協議会の報告の段階でこのビジョンをつくっていくわけでありますが、ビジョンのほう、インターネットで全て公表されておまして、私の知人にこうやってファイルに折って作っていただきました。これだけの物量が、この就学前教育・保育ビジョンに対してホームページでお示ししている内容でございます。これを見るだけでも、丸1日はもうゆうにかかりますし、今でも全てが頭に入っているわけではないというのが僕の実感でありますし、皆さんのほうでも同じような思いをしてつくられたというのは推測ができます。

その上でお聞きしたいと思うんですが、この就学前教育・保育ビジョンの構想の位置づけ、市がホームページで出してる中に説明として書いてあります。第2期子ども・子育て支援事業計画、別府市総合計画の観点から、この就学前教育・保育ビジョンがどのような位置づけにあるのか、御答弁いただけますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） このビジョン策定の位置づけですが、令和5年6月に策定しました就学前教育・保育振興プログラム、こちらを実現し、別府市の将来推計を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園等の望ましい将来像を示すこと、また就学前教育・保育の質と量を確保する、そういったための位置づけというふうに認識されます。

○こども部長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

補足をさせていただきます。このビジョン素案におきましては、第4次別府市総合計画並びに第2期子ども・子育て支援事業計画の下位計画として位置づけをしております。その他も関連計画等ございますが、整合性を図っているところでございます。

○10番（阿部真一君） 担当部長の答弁のとおりでございます。ビジョン素案の中に入れております、基になっているのは別府市の総合計画でございます。その中に第2期子ども・子育て支援事業計画、それがございます。その下位の部分に、この別府市就学前教育・保育ビジョンの構想があるわけでございます。その中で、先ほど部長の答弁にありました、下位の計画の位置づけとして、その他の関連との整合性を図ります。その他の計画というのは、第2期子ども・子育て支援事業計画であり、別府市総合計画であり、はたまた別府市公共施設マネジメント基本方針、その辺の計画がこの保育ビジョンに関わってくるのは、もう、説明に書いてあるとおりでございます。

そうするとこれ、教育だけの問題ではなくて、もう全庁体制で取り組む認識が必要です。そしてまた、ここが一番大事なんです、やはり子どもに対してどのような責任を持つていくのか、これは今少子化、社会変化が叫ばれてる中、よりよい答えを求められてるのではあるのですが、その答えが正しいかどうかということの責任は、市長にあるわけでもないです。行政にあるわけでもないし、もちろん議会にもあるわけでもないです。この教育に関しての問題というのは、やはり行政だけが一元で考えるのではなく、我々議員も議会も、そしてこの別府に住む別府市民も、今生まれてこようとする子どもに対してもしっかり考えていくべき問題であるというふうに思います。このビジョンが出たことで、今まで行政当局が抱えてた問題が市民と共有できたということをお勘案すれば、非常に評価ができるビジョンの素案であるというふうに思います。市民との課題の共有ですね。言いましたように市民からは、どういったことを行政が課題として持ってどういうふうな取組で解決していくのかということをお求められます。我々も求められます。それに対してやはり市民と一緒にできる部分をやっていくという上で、このビジョンの実施時期を今後1年延長したことに当たり、行政側だけで考えるべきではない、市民と一緒に考えていき、また議会も市から出した考えに沿って意見を肉づけするのではなく、主体的にやはりこの子育て、

教育の面に関しては関わっていくべきだと、私自身議員としては思っております。

その部分を勘案して、放課後児童クラブの件について少しお聞きしたいと思います。先ほどビジョンの位置づけを、部長答弁されたわけですが、この就学前教育・保育ビジョンの中での学童保育クラブ関係団体の位置づけはどのように捉えられていましたか。

そして、このビジョンをつくるに当たって教育委員会、子育て支援課、こども部ですね、が庁内で協議した結果、放課後のお子さんの居場所づくりを長年、この別府市で提供していただいております。38 団体市内にあります放課後児童クラブに対しての課題、問題点というのはどのように考えてこのビジョンに反映したのか、お答えできますか。

○こども部長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

放課後児童クラブは、学校でもなく家庭でもなく、子どもたちが学校が終わった後、または幼稚園が終わった後にいる居場所として重要な位置づけというふうに考えております。

○10 番（阿部真一君） 法的な位置づけと、第2期子ども・子育て支援事業の計画の中での位置づけはどのように考えていらっしゃいますか。

○こども部長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

このビジョンの中におきましても、今現在放課後児童クラブとして幼稚園児を受け入れてくださっているクラブもおありですので、大変大事なクラブだというふうに考えております。

○10 番（阿部真一君） 国のほうでも、この第2期子ども・子育て支援事業計画のほうでも、別府市でも量的の変更ということで修正がホームページに掲載されております。その中でも放課後児童クラブの位置づけに関しても、もう教育施設の一環であり、教育の場、要は学校施設を徹底的に使うことを、法の中でも計画の中でも国のほうでも示しております。

その中で、説明会のQ&Aの中で、やはり放課後児童クラブ関係の質疑、質問もございました。率直に私が聞いた感想で申しますと、質問されてる方も、その質問した内容に対する答えを持ち合わせていません。説明する当局も、予算づけ、制度の確認、法的な制度の整備などを勘案して、なかなか歯切れのあるお答えが出なかったというふうな印象を、私個人的には思っております。

もちろん、先ほども言いましたが私自身も、いただいた声をそちらの説明員側に置き換えて考えたときに、どのような答えを持ち合わせているのかというのはございませんでした。ということは、今皆さんが抱えている問題がビジョンの中で浮き彫りになって、やはりこういった関係者、保護者、もう市民全員で考える問題提起として必要であったのであろうというふうに、いい意味で捉えれば解釈をしております。その中で、今後この放課後児童クラブについては、このビジョンの中で今現在こういった形で説明などをされているのか、私自身は知りませんが、今後このビジョンが進んでいく方向性の中で放課後児童クラブの皆さんにどのような形で説明していくおつもりか、御答弁いただけますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

放課後児童クラブの中に、幼稚園児を実際に受け入れていただいているクラブがございます。このビジョンの中で市立幼稚園の適正配置に伴い、登録園児数の減少による委託料であるとか、支援員の配置に関することなどの課題が予想されております。今後、対象となるクラブごとに、想定される委託料を試算し、支援員の人員体制と合わせて個別に御相談をさせていただきたいと考えております。

○10 番（阿部真一君） 予想というよりも、このビジョンの中で示された数字を見ると、そこで利用される保護者、そしてそこで過ごされる子ども、事業者の方は、私たちのところで発生する問題なんだなというふうに安易に予測できます。先ほど言われました子育て支援課が、令和5年度に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

ということで幼稚園児を受け入れるような条例の一部改正もしておりますし、そのときの議論を思い出しますと、幼稚園児が放課後児童クラブを使用できないということで、条例に、幼稚園児も受け入れるということで追記しております。

これはもう明らかに行政と学校現場と放課後児童クラブの別府市の三者が、よりよく子どもたちの居場所を提供しようということで条例を変え、制度見直しを進めていった背景がございます。その中で放課後児童クラブの負担になる地域においては、教育委員会所管で預かり保育を実施しております。その中でやはり残念であったのが、やはりこういった声が先ほど、これだけのものをつくるのに職員さんは、大変な労力を要したというふうに言いました。この中で、このビジョンが出る前に、説明会に当たる前に、出席された方、保護者の方、事業者の方から、こういった質問が上がってくるであろうと想定ができなかったのかなど、非常にそこは思います。答えを先ほど持ち合わせてないと言いましたが、それは予算背景等、いろいろ市の政策を進める上で手順がございますので、保護者の方もその住民の方も関係団体の方も、説明すれば理解ができる。それまでの行政の歩み方で、二人三脚で一緒にやってきたというふうな思いも事業者の方にはございます。そこを勘案すると、やはりこのビジョンを基に、前向きに捉えてお互いの問題点、お互いが目指すべき方向性を、もちろん行政だけでなく、そういった関係者、別府市民全体と一緒に考えていく必要があるというふうに思います。

それではこの部分で言うと、次に移りますけど、私立保育園の課題も同じように上げられておりました。もうちょっと詳細にわたると時間がないので言いませんが、ビジョンを発表する前に想定されたこの市立保育園の課題はどのように当局は捉えていましたか、御答弁願いますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

市立幼稚園の閉園に伴い、同一中学校区内で継続する市立幼稚園に通園させるのではなく、そのまま保育園に在園させる場合など、5歳児の受皿体制の整備に関することが課題であるというふうに捉えております。

考えられる対策ですが、受入れ対策となる認定こども園の整備推進でございます。同時に既存の保育所、保育園での5歳児受入れの確保のため、市として様々な支援を行ってまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一君） 様々な支援を考えていきたい、考えていこうと検討しているというふうな答弁でございました。市立保育園の観点で考えると、やはり5歳児の受皿として、今、私立の保育園は、公立の幼稚園がございまして、5歳児の受入れに関しては幼稚園に通う子どもが多いということで、園の運営をしている経営者の方がお話をして、私は考えました。

その中で、こども園の整備推進ということで、説明会等で14園希望があるということで当局は答えられていましたが、やはりこども園に移行するにしても、様々な問題を私立の保育園は想定をしております。恐らくその私立保育園、事業者がこのこども園になるために、こういったことが恐らく問題になるんじゃないかとか、こういったところがうちの社会福祉法人では少しくクリアしなければいけない問題があるというふうに、私立の保育園、民間のほうでは考えるわけでございますが、先ほど言った様々な取組を考えていくということでありましたが、中身の詳細について具体的にはどのような課題があるとお考えですか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） 認定こども園の設置に向けてですが、多くは既存の保育園を利用して、5歳児の受入れを可能にするような認定こども園化を進めていくというふうに考えられます。そのために必要な措置としては、やはり備品等々の購入への支援とか、そういったものも考えられます。また、大規模な施設改修等を行う場合につきま

しては、国等の補助金を活用して、建設のほうに向けた支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

- 10番（阿部真一君） この認定こども園に移行希望する民間の事業者さんをお願いしていくということで当局は考えているように私は認識しておりますが、もう過去数年振り返っても、認定こども園が増えている現状はございません。

このビジョンが市から公表されるに当たり、やはり民間の保育園事業者、経営者のほうは、私のところの施設はこども園にしよう、私のところの施設は少しちょっと経済的に厳しいんで、地域的にも、子どもの少なさも勘案してこども園にするにはどうかなというふうな、普通に考えるとそういった課題を考えていらっしゃいます。そうすると、やはりこのビジョンが出たときに、大方の課題が民間の方と共通する部分であれば、やはり、市はそういった民間の方と意見を交わして、政策立案に向けて予算化し、このこども園の推進を進めていくのは妥当だと思います。

そのこども園の制度についての意向に対して、民間が抱えるであろう問題がどこまで担当課で周知されているのか、現時点では私自身は、まだ担当課の説明では見えてきません。今後その答えが見いだせるのかということ、恐らく民間の事業者、また地域の声を聞きながら、そしてまたこの公立の保育園に関してはこども園に移行するというので、公立の保育園の問題も出てきます、3園あります。公立の幼稚園は今回ビジョンのほうで明るみに出しましたが、そういった形でこのビジョン以外のところでも、民間の方はやはり同じ問題を共有しているというふうに考えております。

そう考えると、現時点で私が言いました公立の保育園が3園あると。私立の保育園も今のこの別府市の中で共存共栄してきた歴史を考えたときに、課題として解決していくのは、こども園14園になりますので、行政的な手続を市がサポートしていきます、それだけじゃやはり、感情論として超えられない部分が大変多いというふうに思います、感情論で言うと。それがこのビジョンに対しての、ある意味マイナスというか、そういった不満な声が私にも市のほうにも届いている現状かと思えます。

ただ言ったように、この問題というのはビジョン上げたことでやはりしっかり行政側も民間とも向き合わなければいけないですし、市民とも向き合っていく必要が必ずあります、必ずあると思います。その中で詳細に考えられたビジョンではありますが、課題解決に向けた取組の先を、将来的に展望がやはりもう少し見えるような説明がなされていないのが現時点の判断だと私は思っています。今後、先ほど言いました放課後児童クラブもそうです、私立の保育園の問題もそうです、その辺に関してこのビジョンを先々どのような光を持って進めていくのか、少しちょっと答弁いただけますか。

- こども部長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

先ほど、感情の面での課題もあるということの御意見を承りましたが、当然私立保育園、幼児教育・保育施設の方々には、認定こども園というのを考えていらっしゃって、やってみただけで、でもどうやっていいかが分からないという、そういった感情の面もおありということも打ち明けてくださった施設も多々あります。ですので、私どもはまずそういった施設の方々向けに、認定こども園の認可が下りるまでのスケジュール的なところ、県が認定をいたしますので県のスケジュールに沿ったお話をさせていただきましたし、制度そのもの自体、申請そのもの自体の内容が分からないという、それでちょっと踏みとどまっているんだというようなお声もいただきましたので、制度の説明から始めさせていただいたところなんです。そういったちょっとした困りというか、疑問に思われていることを一つ一つ解決をしていきたいというふうに、丁寧に進めていきたいというふうに思っております。

スケジュール的なところも、数か月単位での話にはなりませんので、そういったところ

も何月ぐらいに申請をすれば、何月ぐらいに県の方が実地調査をして、何月ぐらいにはお返事をいただけます、認可が下りますよといった、そういったところまでも含めてお話をさせていただいているところです。

- 10番（阿部真一君） 答弁で言うと、制度の流れの、市ができることの説明であったと思います。私の言う感情論の表現がお伝えするのがうまく伝わってなかったかもしれませんが、やはりこの問題というのは市がビジョンを提示して、事業者が、そしてそこに住む住民が、保護者が、子どもたちが、水面下で抱えてた問題が出たわけでございます。行政側が今まで抱えてた問題を、市民の方に、そしてまた教育現場、保育の現場に提示したということで、逆に考える機会がこれからあるというふうに私は考えております。

行政側が、手続を進める上でお手伝いをさせていただきます的な答弁であったんですが、このビジョンが出なかったと仮定しましたら、こども園に14園になりますという議論というのは僕はないと思います。このビジョンが出て、事業者のほうがかども園に移行する、そうであれば私たちの社会福祉法人もこども園に向けて頑張っていきたい、私のところは無理だという議論が出てきた延長線上にあることなので、事業者側からこのこども園に向けて拡大したいというのが表に出たわけではなく、このビジョンを基に担当課が拾っていった声だというふうに考えております。

今、いろいろ議論しましたが、聞いている方も、議員の方も皆さんお分かりと思います。私自身もそうなんですが、これについての答えというのは、恐らく政治決断でないとかなかなかできない。しかし、大変な問題であるのは私も認識しておりますし、もう市長も身を切る形でこのビジョンに関しては提示したものと推測をしております。その上でやはり執行部、職員の方は、やはり適切な法整備、情報を整理して、各関係される方の声をしっかり聞いて、それで制度を積み上げていく、その過程の中で、今回やはり担当課のところだけで、もしかすると時間がなかったのかなというふうに推測はできるんですが、今後1年延ばしたことを、これを逆に明るい光と捉えて、別府市全体で、別府市民全員で目の前にある課題として取り組んでいっていただきたい。これは一議員であります、私も取り組みたいですし、議会としても、政策立案の面からしても、しっかり携わっていくべき問題であると思います。

今日明日、子どもは生まれませんが、今日今生まれてくる子どものためにも、ぜひ、もう行政側だけの問題として抱え込むのではなく、しっかりとした課題提供を市民にしたということは、逆に評価できる部分であると思いますので、教育長もそうです、私もそうです、市長もそうですけど、別府市全体、別府市民全体の問題として、今後1年延長したわけでありまして、ぜひよいビジョンにしていっていただきたいと思います。

そこで乗り越える声のところ、正直言いますと市長の政治判断というのはかなり必要な部分が多うございますので、そこは議会としてもるる協議、そして質疑を交わしていきたいというふうに思いますが、このビジョンに関して、市長、御答弁できればお願いしたいと思います。

- 市長（長野恭紘君） お答えします。

いろいろと御指摘をいただきました、ありがとうございました。まず政治判断という前に、これは政治決断をする以前の問題として、まずは現状をしっかりと把握をした上で分析をして、そしてそうすることが子どもたち、また保護者の皆さん方の最適な利益にかなうという決断であるということ、まず御理解をいただきたいというふうに思います。

役所というのは、まず政治決断とか政治家が立ち入る以前の問題として、まず今の数字、そして未来の数字というのをしっかりと、子どもの具体的な数、現在の数、将来の数というもの、冷静に付度なく、付度日頃からしてませんが、冷静にそれを分析して、このままではこういう状況になってしまうと、そういう数を出した上で、適正ないわゆる保育・教

育がどういう状況でできるかということで見ると、その上で、議会の皆さん方にお諮りをする、また、市民の皆さん方、当事者の皆さん方の御意見をよく拝聴する、その上で政治的な決断もその過程で、最終的なところもあるかもしれませんが、その過程や最終決断をした上で、ビジョンから成案となって、皆さん方に条例案として恐らくお示しをすると、こういう形になるんだらうというふうに思いますけれども、私は最初に言ったように、これが将来の子どもたちに最大の利益を生むというふうに思っています。

現状は非常に少ない学級の子どもたちの中で、正規の職員、幼稚園教員も十分に配置できていないと、正規のですよ、できていないというような状況の中で今運営をせざるを得ないと。これを7園にすることによって、これから先、公立といわゆる認定こども園をはじめとする私立の皆さん方とのいわゆる役割分担が明確になって、病児とか病後児保育のことなんかも恐らく私は将来的に行政が担っていくべきものなのかなと。これは公立の保育園の3園のことについてもこれ、先ほど議員から御指摘ありましたので申し上げますが、これも将来的な役割分担という意味ではしっかりと認識しなきゃいけないというふうに思っています。

これ、時間使って申し訳ないんですが、大事なところなんで。素案がいきなり出てきたというふうに皆さん方思われるかもしれませんが、さっき言ったように私どもとしては、素案の段階というのはあくまでも素案であって、ビジョンというのがある前の素案であって、誰かがどこかの段階で素案を出さないとたたけないわけですから、たたき台をつくって、その上で皆さん方がそこに議論を尽くして、意見を拝聴して、あ、じゃあこれを具体的にどういうふうにしていきましょうと。道路の問題とか、通学路の問題とか、あるいはバスの問題とかいろいろ出てくるかもしれませんが、そこにはじゃあ具体的に皆さん方の意見を受けた上で、こういう対策をやっていきましょうと、それからスタートなんです。

ですから、我々が何も全て決めたわけではありませんし、時間も発表した段階ではかなり時間もあるわけなんで、それに加えて、さらに皆さん方からの御意見を拝聴して、これはもうちょっと時間を置いたほうがいいということで、初めからそういう意見があればしっかりそういう対策も取っていかうということを、庁内で話をした上での1年延期でありましたので、当事者の皆さんや議員の皆さん方もそうだと思いますけれども、よりよく理解をしていただいた上で、よく協議をした上で、この素案から成案に向けて協議ができるというふうに思っておりますので、これはもともとそういうふうにしていくための素案でありますので、まさに皆さん方の意見をよく拝聴して、これからいいものがしっかりとできると、結果としていいものができると、議員御指摘のように、そういうものにしていかなければいけないというふうに思っております。

- 10番（阿部真一君） 市長答弁いただいたとおり、私も先ほど申しましたが、あまりマイナス面で捉えず、前向きな協議としてこのビジョンの素案の中で浮き彫りになった問題、それをやはり私、議員としてもしっかり問題提起として触れますし、市民の方にもこういった部分で、同じ問題を共有して、よりよい別府市をつくる第一歩にしていただける、その延長のための時間を有意義なものにしていただきたいというふうに思います。

注文であります、こういった議論の中で、議員としても担当課には、閉会中でもいろいろな協議をしていっている場面がございます。ただ、それも一人称でございますので、やはりこういった別府市全体の、別府市民全体に関わる問題に関しては、議長いますが全員協議会、そして委員会などでも時間を費やしてもいい案件でございますので、前向きに協議できる場を、今後議会に対してもつくっていただきたいというふうに思います。

それではすみません、時間がなくなりました。次に、公共工事の契約ということでお聞きいたします。

別府市における不調状況、電子入札システムで調べました。どれだけの入札が不調になったかということで、令和3年度が5件、令和4年度が1件、今年度令和5年度が2件、これはアリーナと図書館の整備事業ということで、この2件が入札不調ということで結果が出ておりました。現在、件数は少ないんですが全国的に見て、大分県内にも見て、公共工事に対する不調・不落札が発生しております。その発生していることについて、まず本市別府市、そして他都市の状況を勘案してでの見解を御答弁いただけますか。

○総務部参事兼契約検査課長（立川 誠君） お答えいたします。

初めに、本市が発注いたしました公共工事の不調・不落札の件数と割合でございますが、令和3年度はただいま議員おっしゃいましたように、全入札件数117件中5件で、4.2%、令和4年度は162件中1件、0.6%で、いずれも不調でありました。これら不調の工事は、主に災害復旧工事や山間部の農業用排水施設整備工事、橋梁補修工事であり、不調後指名業者に確認しましたところ、いずれも配置技術者不足、または現場の施工条件が厳しいということでありました。

次に今年度、令和5年度であります。11月末時点109件中2件で、1.8%の割合であります。この2件は不調となりましたアリーナ天井改修工事と、不落札となりました新図書館新築工事ですが、この2件の不調・不落札の要因につきましては、さきの9月議会及び臨時議会で答弁いたしましたとおり、配置技術者不足や新型コロナウイルス5類移行後の経済活動の回復や、民間建設需要の増加に伴う建設資材の高騰、また建設業の人手不足などが影響しているものと考えております。

○10番（阿部真一君） 答弁ありましたように、本市の公共工事の不調や不落札の原因は、建設業の人手不足、そして諸物価の高騰、特に建設資材の高騰が大きな要因であるということに答弁ございました。

そこでお尋ねいたしますが、近い将来この労務費、建設資材の高騰が収まるというのは私自身も想定できませんし、ここの議場にいるどなたもなかなか想像するのに難しい状況でございます。こういった状況の中で、まずこの工事設計金額はどのように設計されているのか御答弁願えますか。

○建設部長（山内佳久君） お答えいたします。

少し専門的になりますけども、工事の設計基準、これにつきましては国や県が示す最新の工事設計積算基準、これを適用しております。

まず労務費、これにつきましては、国土交通省が公表しています公共工事設計労務単価など最新の単価を採用しております。設計単価につきましては、建設工事を例にしますと、最新の市場単価を捉えるため、直近の刊行物を調べ、これになれば県が示す標準歩掛や標準単価を使用し、これらによりがたい場合は、メーカーや専門施工業者から見積りを徴取し、工事価格を算定しております。

なお、工事発注時点におきましては、市内における取引状況及び実勢価格並びに施工条件などを勘案した適切な工事設計金額を算出しております。

○10番（阿部真一君） 建設部のほう、各課から上がってきた予算、それに応じて施設整備課が見積りを算出しております。教育もそうです、企画もそうです、福祉分野もこども部も総務もそうです。こういった自分の担当課の予算の積算根拠をつくるにあたり、建設部局、施設整備課が見積り設計をしております。そこでは県の価格状態に応じて適切な予定価格、見積り価格をつくっております。

そこで、やはり原課として出す担当課のほうは、そういった庁内で行われてる見積りの積算に対して、もう深くは理解はしなくていいとは思いますが、部長、課長ぐらいは自分のところの担当の事業に関しては、この金額はどういうふうにして算出されたのかというのをまずしっかり認識していただきたい、周知をしていただきたい。これ建設部からは、

多分各担当課には言いにくいことではありますが、やはりその面は指摘をさせていただきます。

ちょっともう時間がなくなったので、最後に聞きたいのがこの物価高騰で再入札、そして補正を組んだりすることがございます。その中で日々の市民生活の中で起き得る、道路整備にしても公園緑地の除草作業にしても学校環境の整備にしても、市民生活のためにしなければいけない公共工事というのはあると思います。その部分について、今後、しっかり優先順位を積算した上で予算設計をしていただきたいと思います。この市民生活に直結する公共工事の対応について、副市長で結構ですがちょっと端的に、時間がなくなったので御答弁いただけますか。

○副市長（阿部万寿夫君） 私のほうからお答えさせていただきます。

現在、新年度予算の編成作業をしておりますが、工事請負費を含め、予算につきましては現状の市場価格などを踏まえ、可能な限り実勢に応じた予算を見積もることとしております。おっしゃるとおりでございます。

しかし、先ほど来答弁がありましたように、昨今の社会経済情勢による労務費や建設資材の高騰に対応しきれないということが懸念されております。そのため、財政部局から全部局に対し、予算編成方針において、物価の動向など社会経済情勢を見極め、市民ニーズを的確に把握し、市民の期待に応えられるよう、十分精査した上で予算を見積もるよう強く周知しております。

特に、議員御指摘のように、市民生活に密接に関係する工事請負費に関しましては、令和6年4月から建設業においても働き方改革を推進するための時間外労働の上限規制が適用される…。

○議長（加藤信康君） 端的にお願いします。

○副市長（阿部万寿夫君） ということで、必要な補正係数を乗じた積算を綿密に行い、実態に即した対応をするよう強く各部局、全部局に指示をさせていただきます。

○10番（阿部真一君） 終わります。

○3番（中村 悟君） 創る未来の会、中村悟です。今回もいつものごとく、私が特に注視している子育て関連の質問をさせていただきます。

国全体において少子化が劇的に進んでいます。時代の流れに逆らわず受け入れて、少子化時代に合わせた国の在り方を検討すべきだという声もよく耳にします。私も理解できます。

しかし、それと同時に、子どもを増やす、産み育てやすくするような社会を目指すべきだと私は思います。我々の共通認識である子どもは宝という言葉のとおり、未来の社会を担う子どもたちを一人でも増やすべく、私自身全力で取り組む所存です。市単独の財政規模でできることは限られていますが、できる限りのことを実行し、別府市全体でワンチームとなり、取り組んでいけたらと思います。

では、質問に入ります。別府市において、今年の9月に就学前教育・保育ビジョン(素案)、以後、ビジョン素案にさせていただきます、が示されました。このビジョン素案の主な内容を答弁願います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

このビジョン素案でございますが、ビジョン素案策定の趣旨、別府市及び就学前教育等の現状と予想について、別府市における就学前教育等の今後の方向性について、また、各中学校区における就学前教育・保育施設の配置についての4章構成となっております。

主な内容でございますが、市立幼稚園を7園とする、認定こども園の整備を推進する、幼小保の連携の強化するための計画となっております。

○3番（中村 悟君） では、このビジョン素案を策定する目的を答弁願います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

令和5年6月に策定しました別府市就学前教育・保育振興プログラムを実現し、別府市の将来推計を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園等の望ましい将来像を示す就学前教育・保育の質と量を確保することを目的としております。

○3番（中村 悟君） 今年の9月7日の別府市議会第3回定例会で、私が所属する厚生環境教育委員会において、行政側よりこのビジョン素案の説明がなされ、私はそこでこのビジョンについて初めて知ることになりました。それと同日に新聞記事になり、市民の皆さんも知りました。

私はそれ以降、多くの市民の方から、なぜこのようなビジョンに賛成したの、議員さんだから当然前もって知っていたはずだと言われることが多くありました。私が、いえ、所属委員会で説明があったものの、市民の皆さんとほぼ同時期に知ることになりましたと説明すると、え、議員ってそんなものなのと驚かれることも多々ありました。議員という立場上、市民の皆さんから新しく示された事業や方針について質問や見解を問われることが多々あります。大きな指針を出すときはまず、関連団体への事前の説明が大切だと思います。そして、対象の市民への説明であったり、順番手順は重要であり、大切にすべき事項だと思います。

これは私からの要望なんですが、今後公表の手順を慎重にさせていただくとともに、同時に議員に対しても、もう少しだけ早い時期での説明をしていただけないものでしょうか、答弁を願います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

今回、ビジョン素案ですが、策定後に公表前一番に議会のほうに説明をさせていただいております。

○3番（中村 悟君） まず先に、9月7日の厚生環境教育委員会で説明をしたという答弁でしたね。同日に、市のホームページで素案が公表されたと記憶しています。そしてこれは行政ではなかなか操作ができませんが、新聞社のオンラインサイトでも同日の17時59分に情報が掲示されました。

議会は、憲法第93条第1項の議事機関として置かれていますので、事前に説明する縛りがないのかもしれませんが、これは私からの要望ですが、円滑に市民の皆さんに正しい情報をお伝えするためにも、議員へのいち早い説明を今回同様今後お願いすると同時に、関連団体への説明もいち早く実施していただけたらと思います。よろしく願います。

そして、事前に皆様のタブレットに資料のほうを配付させていただいております。その一般質問の配付資料を御覧ください。

ビジョン素案が公表された後の各説明会会場において寄せられた質疑応答の概要と、市が募集したパブリックコメントに対する市の考え方の資料になります。別府市では、9月22日から10月14日の間、各中学校区において、8回の保護者説明会を実施しました。私も3か所の説明会に出席しましたが、どの回も保護者の出席者が多く、予想どおりの関心の高さがうかがえました。行政側の説明に納得がいかない出席者も多く、質疑応答では、多くの出席者から強い否定的な意見や質問が寄せられていました。あらかじめ行政側が設定した1時間という説明会の時間設定に対して質疑応答が止まらず、2時間20分かかる会場もありました。今回寄せられた地域や保護者の方の声を我々も含めて、執行サイドも重く受け止めるべきだと思います。

こういう強い反応に対して、ある程度予測はされていましてでしょうか、答弁を願います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

会議開催の手法としまして、冒頭、目安としての1時間というお伝えをさせていただ

ております。説明会を1時間で打ち切ることが絶対だと思っておられませんので、必要に応じてそれぞれの説明会で質疑応答を続けさせていただきました。

- 3番(中村 悟君) 市民の皆さんとしては、あらかじめ1時間と言われると、それを超えての質問はできないと思ってしまいます。行政側は目安でお伝えしたとしても、参加している市民からしたら質問を打ち切られていると感じられても仕方ないと思います。

今回は説明会の回数も多く設定していただいていたので、執行部の負担も大変大きかったと推察されますが、あくまでも目安として、実質質疑応答が20分程度になるのは短過ぎるなと感じました。こういう大きな方針を示すときには、なるべく市民、保護者の心配の声、生の声をじっくり聞く時間をいただければと思います。

重ねて言いますが、今回の説明会では1時間という時間設定がされていました。そういう時間制限があるにもかかわらず、全説明会の会場で寄せられた意見は、配付資料にあるとおり、延べ163件に上ります。また、就学前教育・保育ビジョン(素案)に対するパブリックコメントには100名の市民の方から103件の有効意見が寄せられています。資料を見てお分かりになると思いますが、寄せられた質問や意見に対して具体的な回答は少なく感じます。閉園の期日は明記されていますが、閉園に伴う園児の受皿の具体的な確保や、安全な通園路の確保については具体的な明記はされていません。それでは保護者の不安は募るばかりです。それが説明会の質疑やパブリックコメントの多さに表れているのではないのでしょうか。

行政側の立場として、すぐに明言できない事情があることも理解はできますが、それでも本来のスケジュールでいくと、9月に素案を公表して、12月にはビジョンが素案ではなく、策定される予定でした。

また、後1年3か月後に閉園が実施されていたこのタイミングで具体的な回答ができないのは、このビジョンについて事前準備が十分に足りていたのか疑問に感じます。あくまで素案であり、決定ではないということは理解していますが、素案であれ、保護者の皆さんにとっては、それが全て。閉園に伴う保護者の方々の不安を払拭できる内容も盛り込むべきだったのではないかなと私は思います。

ただ、その後、閉園時期の1年延期案が行政より提示されましたが、これについては英断だったと思います。しかしながら、ただ時間が延びただけでは保護者の安心にはつながりません。行政側ができることであったり、どうしてもできないことがあるのは私も理解はしているつもりです。それでも今回示すことができなかった、保護者が不安に感じている問題点に対しての答えをできる限り明確な形で保護者にお示しすることが重要だと思います。市民の声として、この保育ビジョンによって7園閉園になってしまったのは残念だけど、別府市立幼稚園の教育内容は充実したよね、と感じてもらえるよう尽力していくしかないと思います。

以上のことについて、いかがお考えでしょうか。答弁を求めます。

- 次長兼子育て支援課長(中西郁夫君) お答えいたします。

8回の説明会とパブリックコメントでいただいた意見を大きく分類しますと7項目に分類できます。計画期間、閉園までのスケジュールが短いということ、幼小保連携体制の確立について、また継続する市立幼稚園の施設状況と通園時の安全確保について、市立幼稚園の3年保育の全園実施について、市立幼稚園の預かり保育の早朝対応の実施について、市立幼稚園の適正な人員配置について、5歳児の受皿の確保についてでございました。

パブリックコメントの回答についてでございますが、素案の段階で示すことができる点については明確に記載をさせていただいております。ビジョン素案は、子どもの発達を保障するための望ましい園児集団を形成するための方向性を示したものですので、ここで具体化されていない対応策につきましては、これからのプロセスの中で明確にしていきたいと思います。

いと考えております。

○3番（中村 悟君）ありがとうございます。

では、ここからはこのビジョン素案についての私が考える問題点や対策を要望する点について、個別具体的に6項目に分けて質問をさせていただきます。

まず1つ目は、閉園に伴う5歳児の受皿についてです。このビジョン素案の見直し案どおりに進むと、令和7年度末に別府市立幼稚園3園、令和8年度末には4園が閉園になります。閉園する7園に在籍している園児は、令和5年5月のデータを参考にするると144人います。閉園を見据えて、各家庭様々な就園先を検討すると思いますが、認可保育園や私立幼稚園の入所可能枠も限られているのが現状です。

各地域別に見てみますと、青山中学校区は、保育を必要とする二、三号認定の子どもは、中学校区内全施設の定員350人に対して、令和5年は504人います。鶴見台中学校区ですと、中学校区内全施設定員269人に対して、令和5年は356人います。別府西中学校区ですと、中学校区内全施設定員350人に対して、令和5年は397人います。このように、地域によって選択肢が限られる状況もあります。

また、認定こども園についてですが、大きな特徴は保育と教育を兼ねているという点と、3歳以上であれば、保護者の就労にかかわらず入所できる点だと考えます。今後、別府市の政策として認定こども園を増やしていく方針は示されていますが、現状は市内全域で2つの中学校区に3園のみにとどまっています。これは、別府市の一校一園制というすばらしい政策の影響で、なかなか広がらなかったという事情もあると思います。認定こども園は県の認可ですが、市として政策的に誘導する必要もあると思います。地域によって状況は様々でありますので、保護者の需要に合わせてバランスのよい認定こども園の設置や、認可保育園の受皿の確保を、今後別府市として積極的に取り組んでいただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。今後の方向性について答弁をお願いします。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君）お答えします。

まず、認定こども園についてでございます。認定こども園の認可でございますが、県が行うために、市として明確な数についてのお答えはできかねますが、ビジョン素案公表後、認定こども園移行に向けて具体的な取組を始めている複数の保育園や幼稚園がございます。認定こども園として随時移行をお願いし、市としましても、既存の施設での対応可能な場合は、備品等の購入のための補助など、別府市独自の支援を行うことを検討しております。施設改修の場合は、国の補助金などを活用いたします。

また、施設の状況により認定こども園に移行せず、保育園が現状のままで5歳児の受入れを拡大する場合につきましても、5歳児受入れ体制の整備に対し、別府市独自の支援を行い、5歳児の受入れを促進してまいります。

また、認定こども園のよさとして保育と教育を一体的に提供できること、保護者の就労にかかわらず就園できることを広く知っていただくために、周知の強化をいたします。

○3番（中村 悟君）5歳児の受入れ体制の整備に対して、市独自の支援を行うということですが、具体的な内容については今後確実に進めていただければと思います。

また逆に、ゼロ、1歳児の受入れにも影響が出ないよう配慮のほうをしていただければと思います。

2つ目に入ります。2つ目は、スクールゾーンや学校内への送迎車侵入などの安全な通園通学路の確保についてです。

今回のビジョン素案どおり進めば、別府市立幼稚園は各中学校区に1園のみになります。別府市立幼稚園への入園を選んだ場合、例えばですが、南幼稚園校区の園児は、隣の小学校校区の山の手幼稚園まで約40分以上かけて歩くこととなりますが、危険性が高く、なかなか現実的とは言えません。実際のところは、保護者が車で送迎することになると思いま

す。

しかし、小学校周辺はスクールゾーンが設定されていまして、7時半から8時半の間、車の進入ができませんし、乗せ降ろしできる場所もありません。さらに小学生が徒歩で登校している場所に車で乗り入れするのは、子どもを巻き込んだ事故につながる危険性がとても高いです。

そのような環境で、いかに安全に登園をするのか、行政としていかがお考えでしょうか、答弁をお願いします。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

継続をする公立幼稚園周辺の道路事情、交通事情は様々です。送迎などの安全な通園・通学の確保につきましては、園児・児童の安全を最優先に検討いたしたいと考えております。

○3番（中村 悟君） ありがとうございます。本当、園児・児童の安全を最優先に検討するというところで、確実にこれも進めていっていただきたいなというふうに思います。

そして、3つ目になります。安定的な運営のための別府市立幼稚園の正規教諭の適正な登用及び特別な支援を要する園児の支援の強化についてです。

現状の別府市立幼稚園は正規教諭が1人、臨時職員数名で運営を行っています。正規教諭が1施設に1人のみだと、正規教諭が突然の体調不良でお休みされたときの情報共有や施設運営に大きな影響が出ます。

また、突然退職された場合の引き継ぎもスムーズにはいかないと思います。今後、ビジョン素案に記載している継続する園において、どのような人員配置を予定しておりますか。答弁を求めます。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

現在、各幼稚園に副園長または主任、学級担任、特別支援教育に関わる教職員を配置しております。これを踏まえ、状況を鑑みながら、適正な配置を考えてまいります。

○3番（中村 悟君） 適正な配置を今後考えていくということですが、今後ビジョン素案を施行した後に、1つの園に2人以上の正規教諭の配置というのをお願いできたらいいなと思います。

そして、幼児教育の根幹となるのは、僕は人だと思えます。園児にとって、幼稚園の先生の存在というのはとっても大きくて、将来の人格形成にも影響を与えるととっても過言ではないと思います。

また、現在、別府市立幼稚園にて臨時教諭としてお勤めいただいている先生方も、すばらしい人材がとても多いです。子どもが好きで、幼児教育に関わり、日々御尽力をいただいている先生方が、今後ビジョンが実施された後においても、適切な処遇が受けられるように強く要望いたします。

次に、特別な支援を要する園児の支援についてです。

現状、特別支援教育支援員さんが各幼稚園に配属されていますが、その配置状況を答弁をお願いします。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

令和5年度は、特別支援教育専任教員8名、特別支援教育支援員5名、計13名を13園に1名ずつ配置しております。

○3番（中村 悟君） 今の配置状況で、現場のニーズに对应されていると思いますでしょうか。別府市の見解をお願いします。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

幼稚園では副園長、主任、学級担任、特別支援教育に関わる教職員で連携を図り、チームで教育・保育を実施しております。特別な支援が必要な園児に対しても、全ての教職員

が関わり、支援をしているところでございます。

しかしながら、特別な支援が必要な園児が年々増加しており、1園に複数名在籍していることもあり、教職員の負担が大きくなっていることは認識しております。

- 3番（中村 悟君） 教職員の負担が大きくなっていることは認識しているということで、今後しっかりまた対応していただければと思います。

別府市では、市立図書館の建設計画であったり、体育館のエアコン設置工事など、大規模な事業も現在進んでいます。人員を増やせ増やせと言われても、財政バランスを鑑みると、簡単にはいかない事情も勘案されます。しかしながら、子どもは宝です。そして教育は人だと私は思います。教職員の先生方が余裕を持って園児に関われるように、別府市においても、ビジョンが実施された後も、特別な支援を要する園児・児童への手厚い支援を要望いたします。

以上について、別府市の見解を再度答弁願います。

- 学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

今後も、特別支援教育に関する人員を配置するとともに、関係機関や保護者と連携を深めることや、教職員の特別支援教育に対するスキルアップを進めていくことで、特別な支援を必要とする園児に対する教育・保育の充実に努めたいと思います。

- 3番（中村 悟君） スキルアップを進めていくことで、特別な支援を必要とする園児に対する教育・保育の充実に努めるということですが、ぜひお願いします。ただやっぱり、実質的にどうしても人が足りないという現場の声も多く聞いていますので、そこに対しても、今も検討していただいていると思いますが、今後も引き続きさらに検討をお願いいたします。

そして、すみません、4つ目に入ります。4つ目は、存続する別府市立幼稚園に対しての園児の受入れ増に伴う環境施設整備についてです。

幼稚園によっては築48年や、築52年の園舎もあります。私は個人的に、幾つかの園に見学に行かせていただきました。その中で、市立幼稚園の空き教室の状況や、建物の老朽化の状況やトイレの状況、遊具の状況を見てきました。その中でも、鶴見幼稚園のトイレについてですが、2か所あるトイレの1か所は故障により閉鎖されており、園児が使用できるトイレは1か所のため、トイレが間に合わないケースもあると保護者の方からもお聞きしました。現場の確認もさせていただきました。説明会のときに、保護者の方がこの意見をおっしゃってたんですが、その後行政も確認に行き、応急処置の手配をしたというふうに伺っております。

存続する幼稚園は、当然、園児数も今より増えることが予想されます。必要に応じて、このタイミングでトイレや手洗い場、遊具も含めた施設の改修を実施するべきと考えますが、いかがでしょうか。行政の考えを答弁願います。

- 教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

園児が安全で安心して生活できるための環境を維持するための施設の修繕等は、これまでも適宜必要に応じて実施いたしましたし、これからも引き続き行います。鶴見幼稚園のトイレにつきましても、直ちに対応しております。

今後、継続する園の施設環境の状況を調査しまして、大規模な改修が必要と判断をする場合、大きな予算が必要となりますので、優先度に応じて計画的に対応してまいりたいと考えております。

- 3番（中村 悟君） 調査をして、必要であれば大規模な改修を行うということですが、優先順位を決めてしっかり取り組んでいただければと思います。

そして、5つ目です。小学校への円滑な就学に向けた市内の幼稚園や保育園との連携の強化についてです。

現状、小学校と幼稚園は一緒に運動会を行っています。いろんな行事を一緒に行うことで、園児が小学校に上がる際の円滑な就学につながっています。しかし、このビジョンによって、別府市の一校一園制はなくなります。それは、一校一園制のよさでありました幼稚園と小学校の円滑な接続は、なかなか難しくなるということを意味します。

先般、別府市が市内の保護者を対象に、就学前教育・保育に関わるアンケートを実施しました。アンケートの問いに、公立施設に求められる役割という項目、また、今後市に期待する就学前教育・保育施策の項目がありました。その調査結果は、ともに保護者の回答最上位は小学校への円滑な接続や連携の強化でした。

小学校への入学は、児童にとって大きな環境変化です。増え続ける不登校児童を増やさないためにも、場所慣れが必要な特別な支援を要する児童が安心して小学校に通えるためにも、市内の幼稚園や保育園と小学校の円滑な接続は重要だと思います。別府市としてビジョン施行後にどのような形で、幼保と小学校の連携を図っていくおつもりですか、答弁をお願いします。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

現在、幼保小の連携に関わる取組として、幼保小の教職員が相互の教育についての理解を深めることを目的とした合同の授業研究会や、小学校への円滑な接続を目的とした子ども同士の交流活動を実施しております。

また、幼保小連携推進協議会を年間2回開催し、小学校への円滑な接続のための教育的方策並びに幼保小の連携を推進する上での課題について、幼保小の関係者で共有し、小学校教育へと接続できるよう取り組んでおります。

今後も、公立・私立を問わず、これまで同様全ての子どもが格差なく、幼児期の教育から小学校教育へと接続できるよう、さらなる教育の充実を図ってまいります。

○3番（中村 悟君） 現在、様々な取組を行っていただいておりますが、特に、人間関係に関わる子ども同士の交流は重要だと思います。ビジョン施行後も、小学校への円滑な接続を強化して維持していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

6つ目です。先般行われた保護者説明会において、保護者からの要望が多かったのが、さらなる保護者説明会の実施でした。保護者からの要望が多くあった項目についての答えがある程度出そろった時点での適切な時期にもう一度説明会を実施すべきだと思いますが、いかがお考えですか、答弁を求めます。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

8回の説明会やパブリックコメントで、皆様方からいただいた不安な意見の軽減につながる具体的な対応策をお示しできる段階で、全体の説明会を1回開催したいと考えております。

また、ビジョン策定後につきましても、建設的な御意見があれば受け入れてまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟君） ぜひそのときには、質疑応答の時間を長く取っていただきたいなというふうに思います。また、関連団体へ説明会の周知も配慮をお願いいたしまして次の項に移りたいと思います。

リゾート産後ケアに移ります。

令和5年第2回定例会にて、この事業の試験的運用補正予算が可決しました。では、この事業の内容詳細と実施時期について答弁を求めます。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

温泉観光地の強みを生かし、ホテルや旅館で1歳未満の子どもを持つ観光客及び別府市民を対象に、助産師により、休息時間の提供や親の心身の健康や子育て、赤ちゃんの健康上の悩みの相談に乗ることにより、母親・父親の育児不安の軽減や癒しを図ることを目的

に、令和5年度は実証事業として実施し、体制づくりや課題の抽出を行う予定としております。

実施時期につきましては、3泊4日を1月24日から、2泊3日を1月29日から、それぞれ3組を募集しております。

○3番(中村 悟君) このリゾート産後ケア事業は、基本料金に含まれないオプションメニューが数多くあります。例えば、授乳支援や入浴、休息、外出中の乳児の預かりや乳房マッサージを含む乳房ケアは1時間5,000円、10時から19時以外の乳児の預かりは2時間5,000円です。これらをオプションメニューにした理由を答弁願います。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

リゾート産後ケアは、利用者全員に行う基本メニューと、利用者の希望に応じて行うオプションメニューを設定しております。これは利用者のニーズに柔軟に対応するため、実施時間内に行う子どもの預かりや授乳相談は無料で実施します。乳房マッサージ及び実施時間外の子どもの預かりにつきましては、ニーズがどれくらいあるのか不明なため、有料オプションといたしました。

○3番(中村 悟君) 分かりました。今実証実験ということなので、取り急ぎ今回はオプションメニューということでやっていくということで理解しました。

では、この事業の委託費用と内訳、委託費用に含まれる内容について答弁を求めます。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

管理費206万2,000円、事業費113万8,000円、広告費40万円、合計360万円となっております。

○3番(中村 悟君) 事業費より管理費のほうが高額ですが、管理費の詳細を教えてください。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

管理費の内容は、事務人件費、管理者人件費等となっております。

○3番(中村 悟君) では、この事業を始めた経緯について答弁を願います。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

長い間健康推進課の職員が、産後ケア事業と、別府市が持つ温泉や宿泊施設と合わせたものできないかと考えていた事業を、新湯治・ウェルネスツーリズムを推進するというに伴い、事業化したものです。

○3番(中村 悟君) 別府市にも助産院が5施設あります。それぞれ産後の母親を支えるべく、様々な工夫をしながらサポートに取り組んでいます。その5施設の中には、令和5年5月から社会福祉振興助成事業を受けながら、別府温泉で産後ケアと題して、別府市内にある温泉つきお食事処の大広間のお座敷を貸し切って、産後の母親と赤ちゃんにリラクゼーションや授乳相談や赤ちゃんの預かりや昼食の提供、また産後の体のケアに母親が一人でゆっくりと温泉入浴も楽しめる事業を実際に行っている助産院もあります。私も3回ほど視察に行きましたが、行くたびに、参加しているお母さん方の安堵した表情が印象的で、久しぶりに温泉にゆっくり入浴できた、少しの間でも、子どもを気にせず、自分の時間を持ってリフレッシュできたという安堵した顔と、そういうありがたい、うれしいという声を多く聞きました。市役所からも、いきいき健幸部長であったり、また熊本県の山鹿市も行政視察に来ています。

このように、別府市内に似た取組を実施している事業者がありながら、市内の事業者ではなく、大阪市の事業者に随意契約で委託した理由について、答弁を求めます。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

この事業者は、助産師の能力向上に向けた講座の開設や助言、支援の傍ら、各種企業従業員に対し相談業務を行っているほか、企業などが行う各種サービスの企画や広告宣伝等、

企業との協働事業にも助産師を中心に幅広く活動を行っています。

また、英語やフランス語に精通した助産師が常駐するなど、あらゆるニーズに対応できる体制が整っており、事業の目的に沿った成果が図れるものと期待し、随意契約することになりました。

- 3番(中村 悟君) 市民から私のほうに、別府の事業者ではなく、なぜ市外の大阪市の業者を使うのか理解できないという声が多数寄せられました。市内の事業者だと、高額な移動経費等かかりません。さらに、市民税等で別府市の歳入にもつながります。一般質問の通告後の聞き取りの中で、事業実施までの期間が短かったという事情であったり、予約システムの構築、事業周知のハードルの高さを鑑みて、事業規模の大きい事業者に委託したということですが、今後本格導入になった場合は、どのような手段で委託先を決める予定でしょうか。様々な条件があると思いますが、それをクリアした上で、別府市内の事業者がリゾート産後ケアを担う機会を与えていただけるのでしょうか、答弁を求めます。

- 健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

地元の助産師が活躍していただくことは大変大事なことでありと認識しておりますが、先ほどお伝えしたとおり、今年度は実証事業でありますので、来年1月に事業を行い、課題の抽出を行うこととしております。事業者選定方法につきましても、その結果を踏まえて検討していきたいと考えております。

- 3番(中村 悟君) 地元の助産師が活躍することは大事なことの答弁をいただきました。県外の企業には、事業規模の大きさや目新しさなど魅力があると感じるのかもしれませんが、しかし、通常の産後ケアを担っている地元の助産師を大切にすることが、別府市で産み育てる母親のサポートの充実につながります。ひいては、子どもたちの安定した発育環境の確保につながります。リゾート産後ケア事業は、指定された高価格帯のホテルの宿泊費用や交通費や食事は全額自己負担になります。また、対象は県外在住でも可能という点を見ると、産後ケアと名はついているものの、通常の産後ケアの福祉事業ではなく、観光推進事業と言えらると思います。

別府市の歳入の拡大を推し進めることは、確かに非常に重要なことです。一方で、別府市内で全身全霊をかけて産み育てる母親をいかにサポートするかも重要です。公立大学法人神奈川県立保健福祉大学が令和3年10月に、全国の産後1年以内の産婦600人を対象にインターネットで調査を実施したところ、コロナ禍で出産・育児を経験した産婦の28.7%が産後鬱状態にあり、コロナ禍以前の割合14.4%に比べて非常に高いというデータが出ています。このお母さん方をいかにサポートできるか、母親をサポートすることは、その子どもたちを守ることに直結します。そのためにも、地元で活躍する助産師さんは重要な役割を担っており、別府市が積極的に寄与し、地元の助産師会の活性化に貢献することが大切だと思われまますが、いかがお考えでしょうか。答弁を求めます。

- 健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

身近に相談できる機関の一つとして、助産院も大変重要な役割を担っていると考えております。授乳などの悩みのある方には、必要に応じて助産院を紹介するなど連携して支援を行っています。今後も助産師の方々と連携を深めて支援に当たりたいと思います。

- 3番(中村 悟君) 課長、ぜひよろしく願いいたします。

そして2項、最後の項目になります。

令和5年第2回定例会の一般質問において、私から別府市の産後ケア事業の周知徹底を要望しました。その後の進展があったのか、答弁を願います。

- 健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

妊娠届出時の説明や、母子手帳アプリでの発信、ホームページや子育てガイドブックへの掲載のほかに、伴走型相談支援の一環として実施する妊娠8か月のアンケートの送付の

際に、産後ケアを説明するチラシの同封を始めることとしました。

今後も、様々な方法を用いて妊産婦への周知を図ってまいります。

○3番（中村 悟君） よろしくお願ひします。

また、産後ケア事業の案内チラシに記載している利用の条件、産後の心身の不調や育児に対する強い不安がある方、また、御家族等から十分な育児や家事等の支援が受けられないなどの困りのある方の条項を取っ払い、産後ケアを必要とする方は全員受けられるように条件の改正を要望しましたが、その後どうなったのか、進捗状況を答弁願ひします。

○健康推進課長（和田健二君） お答弁いたします。

産後ケア事業については、現在も希望に沿って利用していただいておりますが、利用のハードルを下げられるよう、国の要綱などを参考にしながら条件の改正について進めてまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟君） 条件の改正について、今後具体的にいつ頃を想定されておりますでしょうか、答弁を求めます。

○健康推進課長（和田健二君） お答弁いたします。

できるだけ早い時期に改正できるように進めてまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟君） 議会の議決であったりとか、県との兼ね合いなど、様々なプロセスが必要になると思ひますが、ぜひ早期にお願いをします。

また、答弁にもあつたとおり、現在でもなるべくお母さんの希望に沿って柔軟に利用できるようにしていただいておりますので、今1歳未満のお子様がいる家庭は遠慮なく、必要に応じて相談をしていただければと思ひます。

次に、産後ケア利用料の軽減についてです。

こども家庭庁育成局母子保健課より、令和5年6月30日付で、各市町村母子保健主管部宛に、「産後ケア事業の更なる推進について」の文書が出されました。現状の産後ケア事業は、非課税世帯のみ利用料の軽減措置がありますが、一日も早く、非課税世帯以外の全ての利用者に対しても1回2,500円の軽減措置を実施していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

○健康推進課長（和田健二君） お答弁いたします。

現在宿泊型が3,000円、デイサービス型は1,500円の自己負担金を支払っていただいておりますが、生活保護世帯の方及び非課税世帯の方は無料としております。

今後は、他市町村の状況にも注視しながら、利用しやすい環境など、調査研究してまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟君） よろしくお願ひします。

厚生労働省研究班の調査では、2015年度から2016年度までの2年間で、産後1年までに自死した経産婦は、全国で少なくとも102人いたというデータが発表されました。がんや心疾患などを上回り、自死が最も多かつたという調査結果が出ています。これらのデータから読み取れるのは、産後1年未満のお母さんたちをいかにしっかりとサポートすることが重要か読み取れると思ひます。ぜひ、命をかけて出産をして人生をかけて子育てをするお母さん方を全力でサポートする社会制度の確立こそが、少子化問題を解決する第一歩になると思ひます。

これで、第2項の質問を終わります。

次に、消防行政について質問をさせていただきます。

まず、消防本庁舎等の老朽化について質問をします。

別府市の消防は火災や災害、交通事故の救急車で傷病者を医療機関へ搬送するなど、市民の命を守るためになくてはならない重要な機関です。消防長や消防団長をはじめ、日々の消防業務に当たる方々には頭が下がる思ひです。そんな重要な施設だからこそ、拠点と

なる建物の安全性は重要です。今後、起こると言われている大きな地震に耐え得る拠点施設でなくてはなりません。

そこで、消防本部をはじめ、各3つの出張所の築年数を答弁願います。

○消防本部次長兼庶務課長（永路尚道君） お答えします。

消防本部・消防署本署は1979年、昭和54年8月に建てられ、築44年。消防署浜町出張所は2008年、平成20年10月に建てられ、築15年。消防署亀川出張所は2020年、令和2年3月に建てられ、築3年。最後に、消防署朝日出張所は1993年、平成5年12月に建てられ、築30年となっております。

○3番（中村 悟君） 消防本部におかれましては、昭和54年建設ということで、築44年余りが経過しています。別府市公共施設等総合管理計画に基づき、適時補修は行っており、今年も長寿命化改修を行い、旧耐震基準において耐震補強済み、耐震診断済みということですが、やはりよく見てみますと、床面や外壁などに不具合もあるようです。今後の建物の建て替えの計画はありますでしょうか、答弁を求めます。

○消防本部次長兼庶務課長（永路尚道君） お答えします。

議員質問内容のとおり、旧耐震基準における耐震補強は既に終えています。また、本市における平成27年4月に策定されました別府市公共施設マネジメント基本方針により、長寿命化を見据えた外壁塗装工事を本年3月に完工しております。

それに加え、平成30年に計画されました別府市公共施設保全実行計画によれば、目標耐用年数が80年と設定されていることから、今後の建て替えの目安は、およそ35年先の見通しとなります。しかしながら、建物内における電気、空調設備などに加え、当直勤務を要する施設でもあることから、消防業務をつかさどるために支障が出ないよう、計画的な更新に加えるとともに、不具合が起きた際にも、早急に改善・改修に努めてまいります。

○3番（中村 悟君） 別府市は様々な施設を保有しています。別府市公共施設等総合管理計画に基づき、市の財政状況を鑑みながら建物の改修計画を立案していることと思います。しかし、消防本部におかれましては、市民の生命及び財産を守る重要な拠点施設です。また、災害時は市民の生命線となる施設です。建て替え周期80年と言わず、より早い段階での建て替え工事を要望いたしまして、次に行きます。

トリアージに関連して、消防の119番通報の処理業務に関してです。

現状の市町村消防業務の課題として、高齢化に伴う救急需要の増加、大規模災害への備え、生産年齢人口の減少に伴う担い手不足、高度化する消防指令設備への移行が挙げられるかと思えます。そのような課題を受け、今後、令和6年4月1日を運用目標にし、全県エリアでの市町村消防指令業務の共同運用が進められています。これにより、災害時の119番通報がつながりやすくなるとともに、各市町村消防指令業務の人員削減につながり、その分再配置により、現場職員の増強につながります。

また、最高ランクの最新システムを導入することで、全県エリアでの消防指令業務が高度化し、より早期の現場把握や、管轄を超えた県内14消防局本部相互の応援迅速化につながります。なかなか市町村の垣根を超えた救急出動には様々なハードルが存在するものの、共同運用により、市町村によっては個別整備に比べて、設備費の削減や維持管理費等、運営費も削減が期待できます。

では、市町村消防指令業務の共同運用の進捗状況と、市民が得られる効果について答弁を願います。

○消防本部警防課長（後藤英明君） お答えします。

現在、おおい消防指令センター運営計画書の作成に向け、各市の出動体制や、事務取扱いの見直しが行われております。変更に伴う車両装置や端末機器等の構成を調整しているところでございます。県下全体の消防指令業務の共同運用開始は令和6年10月、別府

市では令和6年7月16日に119番通報回線の切り替えを予定しております。

市民に得られる効果としては、最新の指令装置の導入により、これまでの機能に加え、119番通報者のスマートフォンのカメラを活用して、リアルタイムでの現場映像と位置情報を指令センターが受信できるようになることで、災害規模や被害状況に応じた部隊の増体や、救急患者の容体に対し、適切な応急手当の指導をすることが可能になります。さらに、大規模災害時には、別府市単独では5回線だった119番回線が最大36回線に使用できるようになり、より多くの119番通報に対応できるようになります。

- 3番（中村 悟君）最新の指令装置の導入によって、すごく僕が聞き取りでびっくりしたのが、通報者のスマートフォンのカメラを活用してリアルタイムで現場の映像や位置情報を支援センターが受信できるようになるということ、それによって傷病者の様態に対して適切な応急手当の指導をすることが可能になるということ、すばらしいことだなというふうに思います。

次に、救急出動についてです。

別府市において、令和2年の救急出動件数は6,390件、令和3年は6,483件、令和4年は7,714件でした。直近3年間の件数は増加傾向にあります。また、過去3年間の搬送人数ですが、令和2年は5,827件、令和3年は5,820件、令和4年は6,700件です。その中でも令和4年度中の搬送人数を傷病程度別に分けると、重症の方が742件、中等症が3,044件、軽症が2,908件、その他が6件となっています。搬送人数全体の43%程度は軽症というデータが出ています。傷病の程度にかかわらず、通報があれば基本的には出動しなくてはならないため、重症者の搬送の遅延につながるケースもあります。

そこで、総務省消防庁では、救急安心センター事業を始めました。令和5年11月現在の実施エリアは、19都道府県と5市の24地域にわたります。救急安心センター事業とは、すぐに病院に行ったほうがよいか、救急車を呼ぶべきか悩んだりためられた場合に、救急安心センター事業、#7119に電話をすることで医師、看護師、トレーニングを受けた相談員等が電話口で傷病者の状況を聞き取り、緊急性のある症状なのかや、すぐに病院を受診する必要があるかを判断します。相談内容から、緊急性が高いと判断された場合には、迅速な救急出動につなぎ、緊急性が高くないと判断された場合には、受診可能な医療機関や受診のタイミングについてアドバイスを行う事業です。これにより、救急車の適正利用につながるだけでなく、市民の安心・安全につながります。今後、既に実施している自治体の状況を調査しつつ、必要性が確認できれば別府市でも導入を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

- 消防本部警防課長（後藤英明君）お答えします。

総務省消防庁の事業である救急安心センター事業、#7119については、令和2年度の総務省消防庁が発表している「#7119の全国展開に向けた検討部会」報告書により、救急車の適正利用や救急医療機関の受診の適正化等が効果として期待されているところであり、

しかし、単独市町村では、医師、看護師の確保や財政措置等の課題も多く、困難であります。大分県全域では、実施地域や実施主体の調整等が必要であり、消防行政としても、現在進めている大分県域消防指令業務の共同運用の本格稼働を見て、今後の課題として、県や県下市町村と検討していく必要があると考えます。

- 3番（中村 悟君）今後の検討ということで、ぜひ検討をよろしくお願いいたしまして次の項目に入りたいと思います。

4番目の項目です。

動物ボランティア団体への支援について質問させていただきます。

他の自治体では、ふるさと納税を活用して動物愛護団体への援助を行っているところも

ありますが、ふるさと納税を活用する支援を早急に実現をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

本市といたしましては、本年第2回定例会におきましても答弁いたしましたとおり、ふるさと納税を活用しまして、飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金事業等をはじめとした動物愛護の取組を今後拡充してまいりたいと考えております。現在のところ来年度の実施に向けて、関係部署と連携しながら進めているところでございます。

○3番（中村 悟君） 来年度の実施に向けて進めているということですが、ぜひ着実に進めていただければと思います。

次です。市の指導に従って、保護猫活動グループが管理をしている去勢手術を行った地域猫に対して、餌をあげる時間帯には餌をやってもよいという看板の作成をお願いしたいと思います。地域住民とのトラブル防止のためにも必要と思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

本市の実施しています不妊去勢手術助成金事業では、猫活動としまして、餌やトイレの適切な管理を義務づけしており、特に餌やりにつきましては、決められた時間、場所、片づけなど、地域の生活環境を悪化させない見守り方を指導しているところでございます。

また、餌やりの場所につきましては、市内のどこでもよいわけではなく、原則は猫活動グループの登録申請時に届出をいただいたグループ員の所有する敷地内で行うことになっていることから、猫活動グループが定めた餌やり場所を記載した掲示板を希望するグループに配布したいと考えております。

○3番（中村 悟君） ありがとうございます。ぜひ今後、よろしく願いいたします。

そして、最後の学校給食の配膳についての質問に入らせていただきます。

単独調理場のときは、調理員が受け取りにきた児童にコンテナを手渡ししていました。センター稼働後、コンテナが到着して、教室に配る作業はどのように行われていますか。答弁を求めます。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

コンテナから食器・食缶を取り出す配膳サポート体制は学校によって様々ですが、主に給食費の徴収事務などを担う市費事務員のほか、用務員、スクールサポートスタッフが中心となって行っております。いずれも会計年度任用職員であるため、出勤日数や業務の都合で人員が足りない場合は、クラス担任や管理職を含む教員が対応することがあります。学校によっては、給食委員の児童や生徒が役割分担をする例もあります。

○3番（中村 悟君） 調査によると、学校長、また教頭先生ともに給食業務に従事している学校があるようですが、学校の危機管理を含む管理運営上、もっと重要な役割があるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

文部科学省が平成31年3月に発出したしました食に関する指導の手引きには、学校給食はその準備から片づけの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と、食に関する実践力を身につけさせることを目的としている、としています。このことを踏まえ、学校給食の配膳は、各学校の状況に応じて、校長の責任の下で安全管理などに配慮しながら行われており、一部、管理職が対応している学校もあるようでございます。

○3番（中村 悟君） 一部、管理職が対応している学校もあるということですが、学校長、教頭先生ともに、学校給食業務に従事せざるを得ない環境がそこにあるとしたならば、今後それは改善すべきだと考えます。今後、しっかりとした対応をしていただくことを要望

いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時58分 散会